筑西市第4次地域福祉計画

人と地域がつながり支え合う 笑顔と安心のあるまち 筑西



令和4年3月

筑 西 市

はじめに



今日、急速な少子高齢化の進行や人口減少等により、地域を取り巻く社会環境が大きく変化し、 家族や地域のつながりの希薄化による課題が顕在 化しています。

そのような状況のなかで、「地域」のつながりが果たす役割の大きさが注目され、平成30年4月の社会福祉法改正では、共に支え合い、助け合い、誰もがその人らしい生活を送れる「地域共生社会」の実現が求められることとなりました。

今般策定した「筑西市第4次地域福祉計画」では、第3次計画で掲げた基本理念、「人と地域がつながり支え合う 笑顔と安心のあるまち 筑西」を継承し、筑西市総合計画の部門計画であると同時に、福祉分野の上位計画として、各計画との整合性を図りながら、地域福祉の各種施策に総合的に取り組んでまいります。

また、本計画は、市民懇談会を開催し、地域の現状や地域課題解決のアイデア等について貴重なご提案をいただくとともに、市民アンケート調査の実施や地域福祉計画策定委員会の開催、パブリック・コメントの実施等による、市民の皆様との協働のもと策定いたしました。

今後も、市民の皆様との協働により、「自助・共助・公助」が相互に連携し推進できる「地域共生社会」の実現に向けて一層努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様方をはじめ、地域福祉 計画策定委員会及び市民懇談会委員の皆様並びに策定に関わっていただいた全ての 方々に心から御礼を申し上げます。

令和4年3月

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節	地域福祉とは. 策定の背景. 本計画の位置付け. 本計画の期間. 策定体制.	3 5 7
第2章	地域福祉を取り巻く現状	9
第1節 第2節	統計からみる現状第3次計画の評価	
第3章	計画の目指す方向	29
第1節 第2節 第3節	基本目標	32
第4章	施策の展開	35
基本目標 基本目標 基本目標 基本目標 基本目標	標2 地域活動を促進する体制づくり標3 包括的に支え合う仕組みづくり標4 権利擁護を推進する仕組みづくり【筑西市成年後見制度利用促進基本計画】標5 安心して暮らせる環境づくり	42
第5章	計画の推進に向けて	71
第1節 第2節 第3節	計画の推進に必要な視点	
資料編		75
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節	地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画策定ワーキングチーム会議 策定経過.	84 86 88

第**1**章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者や障がい者、児童といった対象者ごとの「福祉」ではなく、市民が自分たちの住んでいる「地域」に着目し、共に支え合い・助け合い、誰もがその人らしい生活を送れるような仕組みをつくるという考え方です。

対象者ごとの「福祉」としては、各分野の行政サービスのイメージが強いですが、公平性や均一性を担保しなければならない行政サービスでは、柔軟な対応が難しい部分が少なくありません。

そのため、行政サービスが行き届きにくい、日常生活の中の細かな支援を、「地域」に住む市民が 共に支え合い、助け合って行うことで、暮らしやすい地域づくりを進めようというのが「地域福祉」の 考え方となります。

筑西市では、この「地域福祉」を進めていくために、平成19年度を開始年度とする「筑西市地域福祉計画」を策定し、5年ごとに見直しを行ってきました。

この度、「筑西市第3次地域福祉計画」(平成29年から令和3年の5か年計画)が令和3年度で期間満了となるため、新たに「筑西市第4次地域福祉計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。



第2節 策定の背景

1 地域福祉に関する動向

国では、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要援護者支援、社会的孤立等、地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援等が示されてきました。

その後、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、より包括的・総合的に支援を提供していくための仕組みづくりについて議論が進められ、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」こととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正(2018(平成30)年4月施行)され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第107条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第107条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第106条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

〈参考〉社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

2 成年後見制度※利用促進に関する国の動向

平成28年に成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護*支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

(参考)成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二略

■地域福祉・成年後見制度利用促進に関する主な国の動向

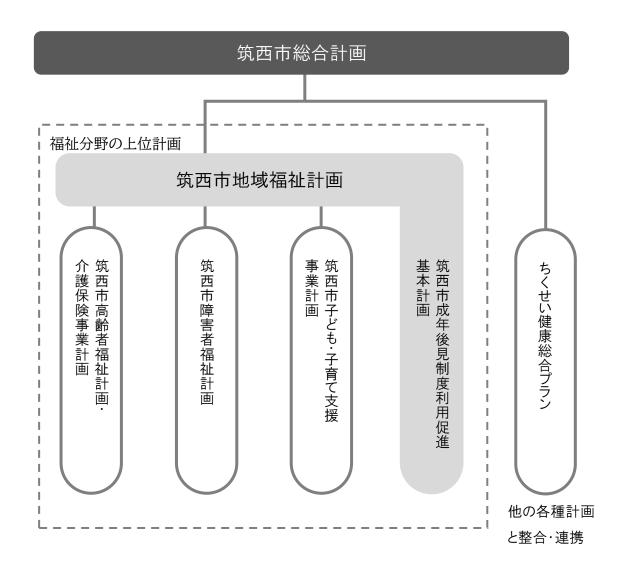
■地线曲曲)	以十後先前度利用促進に関する土な国の割門
年	内容
平成27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書とりまとめ
平成28年	「ニッポンー億総活躍プラン」閣議決定
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成29年	地域包括ケアシステムの強化のための社会福祉法一部改正
	「地域福祉計画策定ガイドライン」が示される
	「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
平成30年	厚生労働省通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進につい
	て」
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最
	終とりまとめ
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正

第3節 本計画の位置付け

1 本計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、成年後見制度の利用の 促進に関する法律第14条に規定される、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基 本的な計画を包含するものです。

また、本計画は「筑西市総合計画」の部門計画として策定し、「筑西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「筑西市障害者福祉計画」、「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の福祉分野の上位計画と位置付けるとともに、「ちくせい健康総合プラン」等、他の各種計画等との整合・連携を図ります。

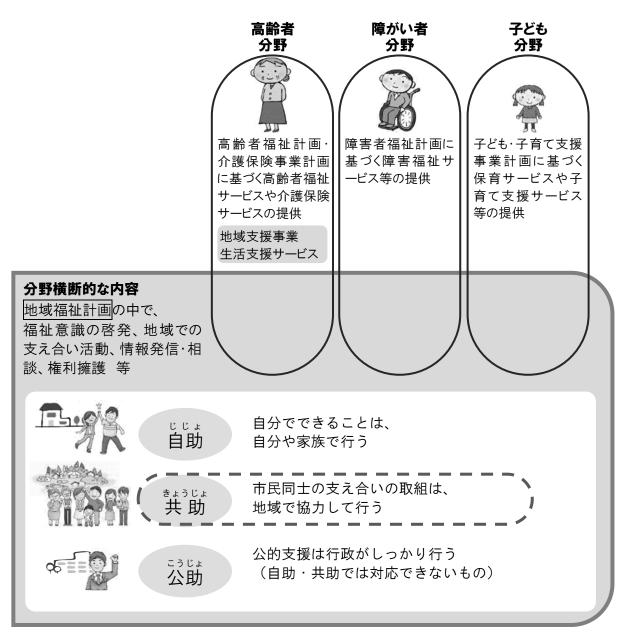


2 本計画の役割

本市では、各種計画において様々な施策を展開していますが、市民が生活する基盤である「地域」は一つであるため、本計画では「地域」の視点を主とし、分野横断的な領域について扱っていきます。

特に、「筑西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「筑西市障害者福祉計画」、「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の個別の対象に向けた施策は、分野別計画で実施し、本計画は上位計画として、分野別計画の隙間をうめること、地域に関する取組を集約することに重点を置きます。

なお、地域に関する取組を進めていく上では、地域で協力して行う「共助」の考え方が重要となります。



第4節 本計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、この期間中においても、社会経済情勢の変化等により必要が生じた場合は、適宜部分的 変更、見直し、付加等を行うこととします。

平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	筑西市第	3次地域	福祉計画						
				見直し		筑西市第	4次地域	福祉計画	
									見直し

第5節 策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査や市民懇談会を実施し、地域の資源や課題を洗い出し、解決方策の検討を行っていただき、計画案づくりに活かしました。

また、計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等からなる「地域福祉計画策定委員会」を、市における社会福祉の各種施策を一体的に推進するため、関係職員で構成する「ワーキングチーム会議」を設置しました。

● アンケート調査

(1)調查地域: 筑西市全域

(2)調査対象:無作為抽出による20歳以上の市民 2,000人

(3)調査期間: 令和3年7月2日~7月30日(締め切りは7月14日)

(4)調査方法:郵送による配付、郵送及びwebアンケートフォームによる回収

● 市民懇談会(ワークショップ)

(1)参加者:市民懇談会委員30名

(2) 実施時期: 令和3年8月20日~11月2日(計4回実施)

(3) 実施内容:

第1回:第3次計画の評価・課題の抽出

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面にて開催)

第2回:課題の共有と、課題に対するアイデア出し

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面にて開催)

第3回:重点プロジェクトの検討

第4回:とりまとめと発表

● 会議

①地域福祉計画策定委員会

学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する、計画案の審議・検討機関

②ワーキングチーム会議

関係各課及び社会福祉協議会[※]職員で構成する、市における社会福祉の各種施策を一体的に 推進する機関

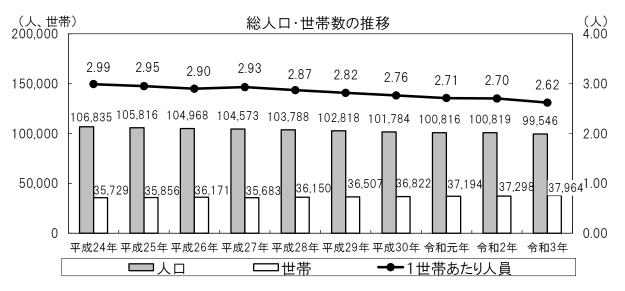
● パブリック・コメント

令和4年1月14日(金)~1月28日(金)

第**2**章 地域福祉を取り巻く現状

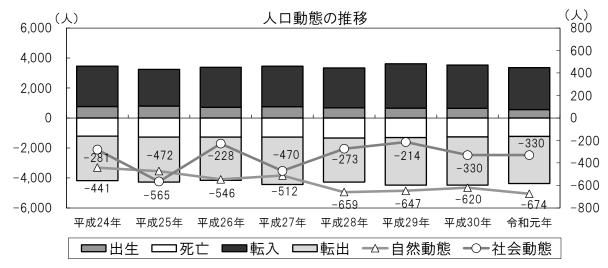
第1節 統計からみる現状

筑西市の常住人口は、平成24年の106,835人に対し、令和3年では99,546人と7,289人の減少となっています。一方、世帯数は平成24年の35,729世帯から、令和3年では37,964世帯と2,235世帯の増加となり、1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。



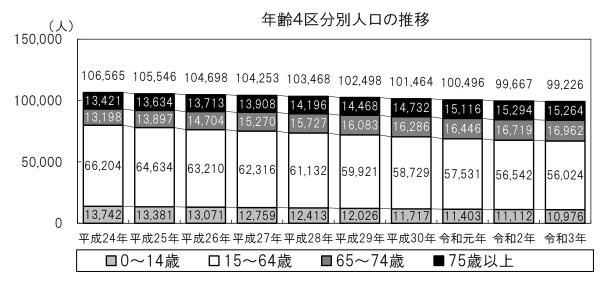
資料: 茨城県常住人口調査(各年10月1日時点、令和3年のみ4月1日時点)

人口動態をみると、出生数と死亡数の自然動態は、自然減の数値が年々増加し、平成24年の ▲441人から、令和元年では▲674人となっています。転入数と転出数の社会動態は、社会減となっていますが、その数値は増減を繰り返しながら推移しています。



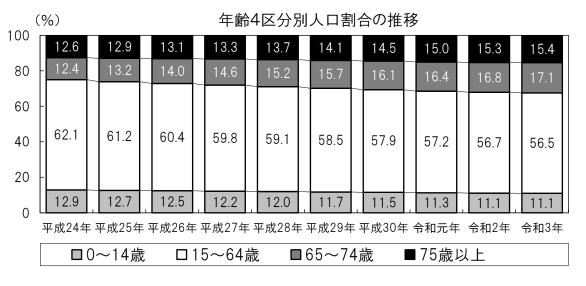
資料:統計要覧

年齢4区分別人口をみると、0~14歳と15~64歳の人口が減少し、65~74歳、75歳以上の人口は増加しています。



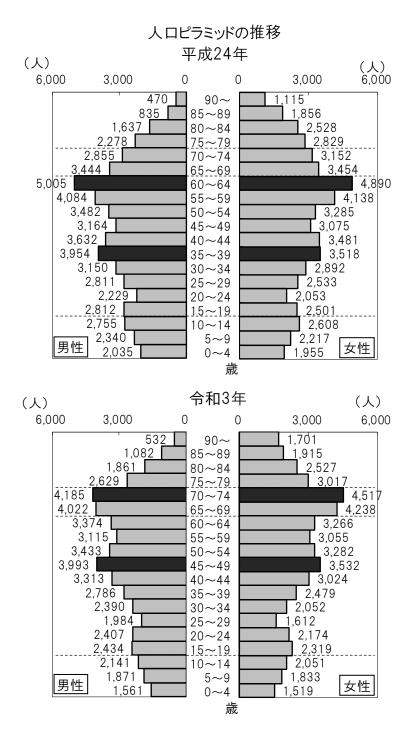
資料: 茨城県常住人口調査(各年10月1日時点、令和3年のみ4月1日時点)

年齢4区分別人口の割合をみると、65~74歳、75歳以上を合わせた高齢化率は、平成24年で25.0%であったのに対し、令和3年では32.5%と大幅に増加しています。



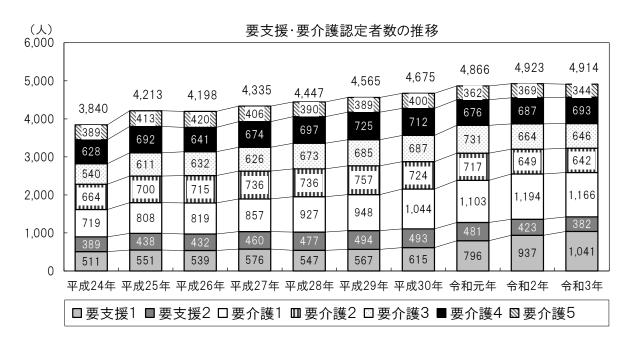
資料: 茨城県常住人口調査(各年10月1日時点、令和3年のみ4月1日時点)

人口の構造を、人口ピラミッドで比較すると、平成24年の時点では、60~64歳と35~39歳が特に多かったのに対し、令和3年では、70~74歳と、45~49歳が多く、全体的に年齢層が上へと上がっています。



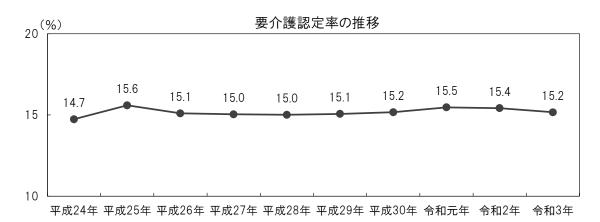
資料: 茨城県常住人口調査(各年4月1日時点)

介護保険制度の要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成24年の3,840人に対し、令和3年では4,914人と、1,074人の増加となっています。特に、要支援1、要介護1の認定者が増加しています。



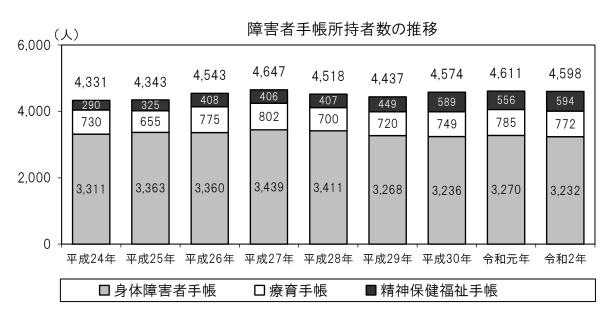
資料:介護保険事業状況報告(各年3月末時点)

要介護認定率^{*}の推移をみると、近年15%台で推移しており、令和3年では15.2%となっています。



資料:介護保険事業状況報告(各年3月末時点)

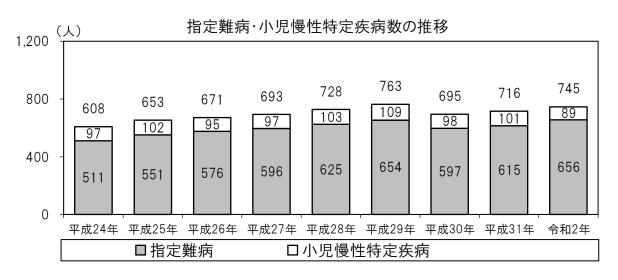
障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年の4,331人に対し、令和2年では4,598人と、 267人の増加となっています。特に精神保健福祉手帳所持者数は約2倍となっています。



資料: 障がい福祉課(各年4月1日時点)

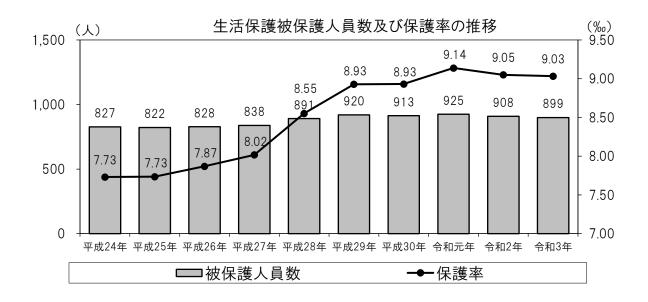
指定難病*・小児慢性特定疾病*数の推移をみると、指定難病は増加傾向にあり、平成24年の511人に対し、令和2年では656人となっており、145人の増加となっています。

小児慢性特定疾病は横ばいで推移しており、令和2年では89人となっています。



資料:第6期筑西市障害者福祉計画(各年4月1日時点)

生活保護被保護人員数の推移をみると、平成24年の827人に対し、令和元年では925人と増加したのち、以降は減少しています。保護率も同様に推移しており、平成24年の7.73‰に対し、令和元年では9.14‰、令和3年では9.03‰となっています。



*保護率は千分率である‰(パーミル)で表記するのが一般的であり、人口1,000人当たりの被保護人員数の割合を示す。 資料:茨城県生活保護関係統計資料「市町村別保護状況」(平成27年以前は4月1日時点、平成28年以降は4月末時点)

第2節 第3次計画の評価

平成29年度から令和3年度を計画期間とする第3次計画では、下記の3つの基本目標に基づき、地域福祉を推進してきました。本計画の策定にあたって、第3次計画の進捗評価を行いました。

■第3次計画の基本目標

- 1 福祉意識を醸成する仕組みづくり
- 2 地域活動を促進する体制づくり
- 3 安心して暮らせる環境づくり

なお、評価にあたっては、下記の調査を参考としました。

■取組評価結果

関係各課及び社会福祉協議会に対し、令和2年度の事業実施状況のほか、過去4年間の実施状況を踏まえた「次期計画に向けた課題」や今後の方向性について取組評価を実施した。

■アンケート調査結果

平成28年度調査:配付数2,000件 回収数864件 回収率43.2% 令和3年度調査:配付数2,000件 回収数802件 回収率40.1%

【アンケート調査結果の図表の見方】

▷ 図表の「n (number of cases)」は、質問項目に対する回答者数を表しています。

- ▶ 回答比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出するため、単数回答であっても合計が100.0%にならない場合があります。
- ▶ 複数回答は、1人の回答者が複数の選択肢に回答することができる質問であるため、全ての回答比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

■市民懇談会結果

令和3年度実施

第1回:第3次計画の評価・課題の抽出

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面にて開催)

第2回:課題の共有と、課題に対するアイデア出し

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面にて開催)

第3回:重点プロジェクトの検討

第4回:とりまとめと発表

基本目標1 福祉意識を醸成する仕組みづくり

(1)基本目標の概要

筑西市の地域福祉を進めていくためには、支え合い・助け合いの関係をつくっていくという地域 福祉の考え方を浸透させることが必要であるため、意識啓発や福祉教育の充実、地域の交流の促 進等を通じて、福祉意識を醸成する仕組みづくりを進めます。

(2)取組状況と評価

意識啓発·教育

- ◆人と人とのつながりを改めて築くきっかけづくりとして「あいさつ運動」に取り組んでいますが、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による社会の混乱(以下「コロナ禍」という。)において実施が難しくなっている状況です。
- 地域づくり・福祉活動の参画促進のため、まちづくり出前講座のメニューに地域福祉計画に関するメニューを設け、周知に努めています。地区別の地域福祉啓発講演会はコロナ禍における令和3年8月現在で4回実施しています。アンケートでは、「地域福祉」という「言葉も内容も知っていた」が22.3%と前回調査よりも認知度が上がっています。
- 福祉教育の充実に向けて、「社会を明るくする運動」の広報活動や、小・中学生向けの「認知症サポーター*養成講座」、自治会やNPO*、子育てサークル等の各種団体等を中心に情報提供や交流を図っていますが、団体の会員の高齢化が進んでおり、地域の人材発掘が課題となっています。
- ボランティアサークル・社会福祉協議会の協力による学校福祉体験学習は第3次計画策定当初は31回でしたが、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度は23回、令和2年度は11回と、目標達成に至っていません。

地域の交流の促進

- 生涯学習・趣味活動の充実に向けて、生涯学習センター、地域交流センター、各地区公民館等、 交流の拠点としての場所や設備の提供支援に努めています。引き続き利用者が安心・安全に使 用できる場所を提供していくほか、各種講座受講者の年齢層が高いことから、若い世代が興味 をもつような内容の検討が必要となっています。
- 自治会等の活性化に向けて、筑西市自治会連合会への補助金交付を通し、13 支部への活動費助成を行っています。一方で、自治会への加入状況は 81%となっており、加入率減少を止める方法を検討していく必要があります。また、認可地縁団体*数は 75 団体と増加していますが、目標達成には至っていません。

評価のまとめ

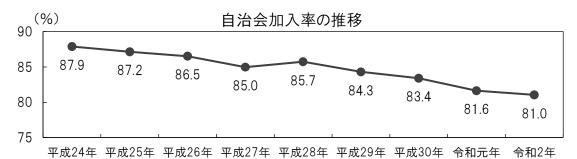
アンケート結果から地域福祉の考え方が浸透してきていることがうかがえますが、実際の近所付き合いについては希薄になっていると言えます。アフター・コロナの人と人とのつながりについて検討するとともに、地域人材の発掘・育成に向けて若い世代が関心を持てるようなテーマで地域の交流を促進していく必要があります。

(3)関連データ

● 指標

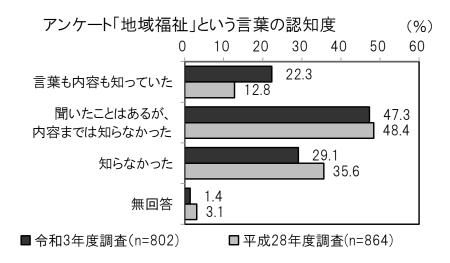
	指標	第3次計画 当初実績	第3次計画 最終実績	目標値
基本	本目標1 福祉意識を醸成する仕組みづくり			
1	ボランティアサークル・社会福祉協議会協力による学校 福祉体験学習	計31回	計11回	計34回
	地域福祉啓発講演会(7地区)	未実施	4回	各1回
2	自治会への加入状況	85%	81%	90%
	認可地緣団体数	70団体	75団体	100団体

● 統計データにより自治会加入率をみると、平成 24 年以降減少傾向にあり、令和 2 年では 81.0%となっています。

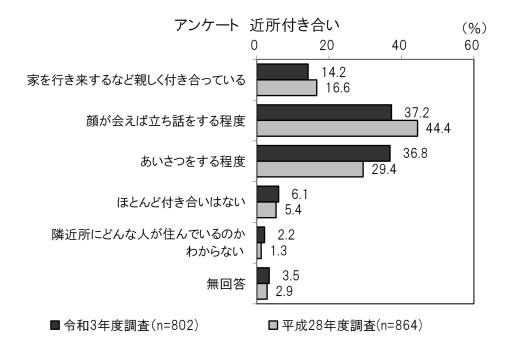


資料:広報広聴課(各年9月1日時点)

● 「地域福祉」という言葉の認知度についてみると、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が 47.3%と最も多く、次いで「知らなかった」が 29.1%、「言葉も内容も知っていた」が 22.3%となっています。前回調査よりも認知度が上がっています。

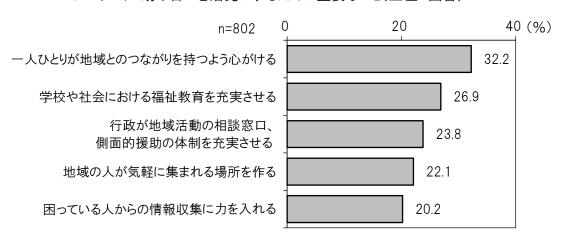


● 近所付き合いについては、「あいさつをする程度」が増加し、「家を行き来するなど親しく付き 合っている」や「顔が会えば立ち話をする程度」が減少しており、近所付き合いの希薄化がう かがえます。



● 地域における助け合いを活発にするために重要なことについてみると、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が32.2%と最も多く、次いで「学校や社会における福祉教育を充実させる」が26.9%、「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が23.8%となっています。

アンケート 助け合いを活発にするために重要なこと(上位5回答)



- 市民懇談会にて挙げられた主な課題
- 福祉に関する意識が全くない。困ったときの助け合いの意識が薄く、交流が希薄。
- 子どもたちと一部の地域の人とのイベントはあるがメンバーが少なく、組織が縮小している。イベントも若い人は参加しない。同世代のつながりも少なくなっている。
- 高齢者のイベント、公民館・サークル活動は活発だが、児童館はあまり活発ではない。
- ●全体・自治会等大きな単位での交流は調整が難しい。
- 中心人物や地域福祉リーダーが高齢化により不足している。新たな指導者・教育者が不可欠だが、いない。
- コロナ禍によって行動が制限されたことで取組意欲が薄れてきている。

基本目標2 地域活動を促進する体制づくり

(1)基本目標の概要

地域の中で支え合い・助け合いの共助の活動を活性化していくため、地域での支え合い活動やボランティア、NPO活動の推進を進めるとともに、団体・機関の連携を進め、地域活動を促進する体制づくりを進めます。

(2)取組状況と評価

地域での支え合い活動の推進

- 民生委員児童委員*活動の支援として、年1回の全体研修会、まちづくり出前講座の紹介や情報提供等を行っています。一方アンケート結果では、活動内容や地域の民生委員児童委員が誰か知らない人も少なくないため、より有効な市民への情報提供・周知方法を検討する必要があります。
- 赤十字奉仕団、民生委員児童委員、健康推進員、ボランティア等の各地域で活動する各分野の リーダーを育成しています。また、平成 29 年に社会貢献活動に取り組む団体・組織を対象と した「災害時におけるボランティア活動団体登録制」を社会福祉協議会において設立し、平時 からの連携・協力体制の構築を目指しています。
- 令和2年度の「ちくせい市民協働まちづくりサロン」の利用状況は、コロナ禍の影響もあり、 前年比で 50%以下となっています。感染症対策を最大限行いながら、まちづくりサロンの利 用促進を行っていく必要があります。

ボランティア、NPO活動の推進

- ●「筑西市市民団体等登録制度」や社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録を促進し、ボランティア、NPO活動情報の提供に取り組んでいます。また、各種ボランティア養成講座を実施していますが、コロナ禍の影響で一部実施ができませんでした。ボランティア活動保険加入者数は、目標値 2,000 人に対し 1,960 人となっています。引き続き感染状況等を踏まえつつ、必要に応じてオンライン形式等で開催できるように努める必要があります。
- 総合福祉センター内にボランティアコーナーを設置し、実践活動における会場利用、備品整備のほか、ボランティア全般に関する相談に応じています。社会福祉協議会ボランティアサークル活動費助成団体は現状維持となっていますが、市民活動登録団体数は増加し、目標値 110 団体に対し 107 団体となっています。

団体・機関の連携

- 社会福祉協議会では、ボランティアセンターに登録する団体によって構成された筑西市ボランティア連絡会の事務局を担い、会員相互による研修・自己研鑽・情報交換等を通じたネットワークの構築及び活動の活性化・円滑化を図っています。
- 自治会と民生委員児童委員の連携強化に向けて、令和2年度に両団体の代表者同士で話し合いの場を持ち、連携のための会議開催に向けて検討を進めています。
- ●関係団体・機関のネットワークの強化に向けて、まちづくり学習会として団体間の情報交換や連携促進を図っています。また、地域から得たニーズに対し、小地域ネットワーク活動に取り組む社会福祉協議会等との連携によりフォーマル・インフォーマルを問わないネットワークの構築を図っています。

評価のまとめ

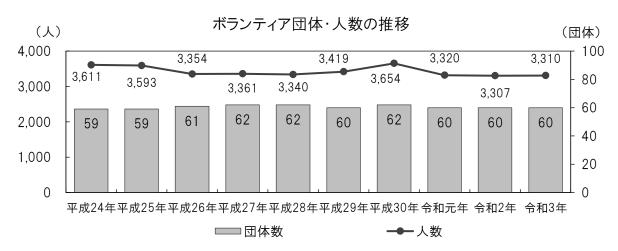
地域行事・活動等への参加状況は低くなっていますが、安否確認や災害時の手助け等であればできるとする市民も多くなっており、気軽に身近な地域で取り組めるような活動を促進していくことが重要です。また、包括的な支援体制の整備には自治会等の地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO等関係団体・機関のネットワーク強化が重要であり、暮らしやすいまちづくりとして市民からもその連携強化が求められていることがうかがえます。

(3)関連データ

● 指標

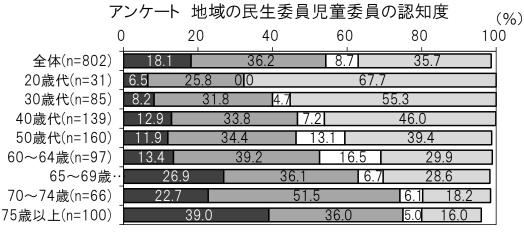
	指標	第3次計画 当初実績	第3次計画 最終実績	目標値
基	本目標2 地域活動を促進する体制づくり			
1	地域活動への参加の割合	71.5%	66.4%	75%
	ボランティア活動保険加入者数	1,884人	1,960人	2,000人
2	社会福祉協議会ボランティアサークル活動費助成団体	29団体	29団体	31団体
	市民活動登録団体数	97団体	107団体	110団体
3	自治会・民生委員児童委員連携のための会議開催数	未実施	未実施	1回

● 統計データによりボランティア団体数についてみると、平成 26 年以降横ばい、ボランティア 人数は平成 30 年をピークに横ばいとなっています。



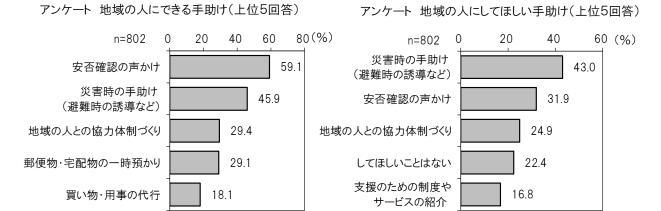
資料:社会福祉協議会(各年8月末時点)

● 地域の民生委員児童委員の認知度について年代別にみると、「地域の民生委員児童委員も活動内容も知っている」及び「地域の民生委員児童委員は知っているが、活動内容は知らない」は年代が上がるにつれ多くなる傾向にあります。

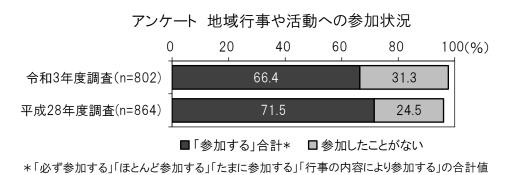


- ■地域の民生委員児童委員も活動内容も知っている
- ■地域の民生委員児童委員は知っているが、活動内容は知らない
- □地域の民生委員児童委員は知らないが、活動内容は知っている
- □地域の民生委員児童委員も活動内容も知らない

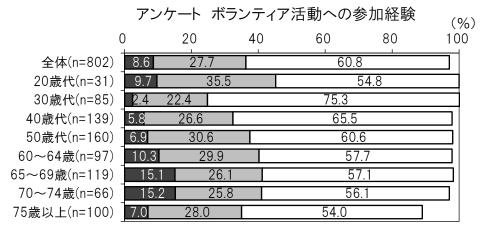
● 自分から地域の人にできる手助け、地域の人にしてほしい手助けについてみると、いずれも「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け(避難時の誘導など)」、「地域の人との協力体制づくり」が多くなっています。



● 地域の行事や活動について、「必ず参加する」、「ほとんど参加する」、「たまに参加する」、「行 事の内容により参加する」の合計が前回調査よりも 5.1 ポイント減少し、「参加したことがない」が増加しています。

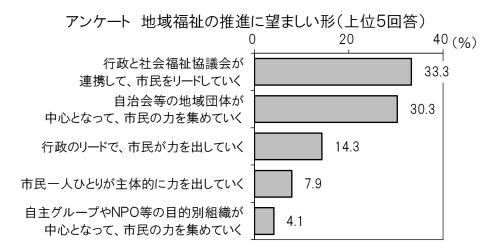


● ボランティア活動への参加経験について年代別にみると、「現在、参加している」は 20 歳代と 60~74 歳で 10%前後と比較的多くなっています。また、20 歳代と 50 歳代で「以前に参加したことがある」が 30%を超えています。一方で、いずれの年代でも「参加したことがない」が最も多く、特に 30 歳代から 50 歳代で 60~70%と多くなっています。



■現在、参加している ■以前に参加したことがある □参加したことがない

● 地域福祉の推進に望ましい形についてみると、「行政と社会福祉協議会が連携して、市民をリードしていく」が33.3%と最も多く、次いで「自治会等の地域団体が中心となって、市民の力を集めていく」が30.3%、「行政のリードで、市民が力を出していく」が14.3%となっています。



● 市民懇談会にて挙げられた主な課題

- 市民がコミュニケーションをとりたがらない。また、とる方法を知らない。
- グループ活動への参加は高齢者が多く、意識が不足している。
- ボランティアも民生委員も、無報酬のため、なり手は少ない。ボランティアは一部若い 人には見られるが、働いているなど、多忙な人が多く、輪が広がらない。
- 団体や関係機関との連携・ネットワークが不足。若い世代を含めた地域団体と行政との会議・交流が少ない。意見交換が必要だがコロナ禍で実施できていない。
- 支援を必要とする人が地域に多くなっているが、プライバシーの問題がある。本人の意向もあり、実際に手助けしたりするのは難しい。相談を聞くことも難しく、関わり方にも注意が必要。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

(1)基本目標の概要

自助・共助の支え合い・助け合いの取組だけでは解決が困難なことは、公的サービス等の公助の 取組が重要となります。そのため、情報発信・相談体制や高齢者福祉サービス、介護保険サービ ス、障害福祉サービス、保育サービスや子育て支援サービス等の各対象に対するサービス提供、環 境整備、防犯・防災等、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(2)取組状況と評価

情報発信・相談体制の充実

- より多くの人に情報を提供するため、ホームページをリニューアルしたほか、LINE を導入し、 幅広い世代への情報提供、災害時の迅速な情報提供や双方向性を利用した情報収集が可能とな りました。
- ●健康、子育て、介護、障がい、生活困窮、外国籍住民等、対象ごとのきめ細かな相談体制の充実に取り組んでいるほか、福祉相談窓口を設置し、福祉全般に関する悩みや問題の初期面談を実施しています。一方で相談内容が各分野にとどまらず、多様化・複雑化しています。生活困窮相談は、令和2年のコロナ禍の影響で件数が激増しています。
- 相談員等の資質向上に向けて、福祉相談員の交代に合わせ、事前研修期間を設けることで資質 の向上に努めています。また、相談員各々が研修会に参加し、専門性の向上を図っています。

適切なサービス提供

- 専門職向け研修会等の充実については、各種講座や研修に参加していますが、近隣市町村で実際に利用者支援に携わっている人の交流の場がないことが課題となっています。
- 生活困窮者自立支援制度や成年後見制度に基づく支援の周知に努めていますが、その方法について課題があります。また、認知症高齢者や親亡き後の独居障がい者等、要支援者の増加に対応できるよう、市民後見人*による支援体制の整備や、専門職等の育成が課題となっています。権利擁護関連講座の派遣回数は4回と、目標達成には至っていません。社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業*」利用者は30人前後で推移しているほか、市長申立件数は平成29年以降、1~2件で推移しています。
- 各福祉分野の個別計画に基づき適切なサービス提供に取り組んでいるほか、地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的として、中学校区ごとに第2層協議体[※]を設置しています。協議体ではコロナ終息後を見据え、地域住民を中心とした通いの場等のコミュニティを充実する取組について協議を進めています。

外出しやすい環境づくり

- デマンド交通システム[※]は市路線バスと連携し、利用者の棲み分けを図った結果、市路線バスとともに利用者が増加しました。一方、公共交通(鉄道、バス、デマンド交通システム)の1日平均利用者数は第3次計画策定当初から減少しており、目標達成には至っていません。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン[※]化に向けて公共施設、道路等の整備や放置自転車対策 に取り組んでいます。既存の公共施設等においても利用者のニーズに合わせて、バリアフリー 化を検討する必要があります。

防犯・防災体制の充実

- 日常的な見守りが必要な高齢者を地域社会全体で見守る「高齢者見守り・SOSネットワーク事業」の構築に向けて、筑西警察署、地域包括支援センター[※]、民生委員児童委員、自治会連合会及び高齢者クラブ連合会と協議を行い、実施要綱を制定しました。
- 民生委員児童委員による訪問見守り、高齢者クラブが取り組む地域の見守り活動のほか、日常 業務の中で高齢者宅を訪問する機会が多い事業者に対し、見守り活動への協力の依頼や協力に 関する協定書を締結しています。

- 地域における防犯意識の醸成に向けて防犯連絡協議会、自警団の青色防犯パトロール車による 防犯広報活動推進に取り組んでいます。自警団結成数は 17 団体と現状維持となっています。
- 自主防災組織の充実に向けて、自治会の会合時にその役割等の周知を行っていますが、自治会員の高齢化、地域コミュニティの希薄化に加え、コロナ禍において啓発活動等が困難な状況となっています。自主防災組織数は 115 と増加していますが、目標達成には至っていません。

評価のまとめ

必要な福祉サービス情報について入手できていないとする割合が多くなっており、サービスに関する情報提供窓口が求められています。また、相談内容が多様化・複雑化しているため、子育て、介護、障がい等の分野横断的な連携や、関係機関等との連携体制の強化が必要となっています。

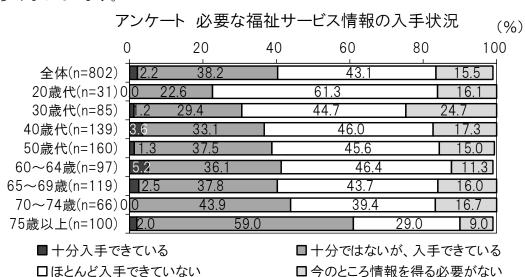
さらに、高齢者に対する日常的な見守りネットワークが、多様な主体の連携により進められて きており、より幅広い対象への見守りに向けて市民を巻き込んで取り組むことが重要です。

(3)関連データ

● 指標

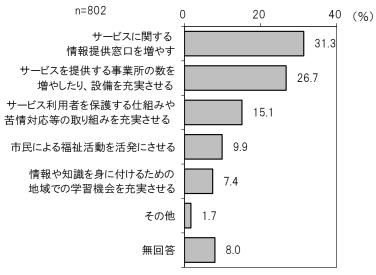
	指標	第3次計画 当初実績	第3次計画 最終実績	目標値
基本	本目標3 安心して暮らせる環境づくり			
1	心配ごと相談員研修(年6回) 出席延べ人数	42人	33人	48人
2	在宅福祉サービスセンター協力会員と利用会員数	175人	125人	180人
	権利擁護関連講座 派遣回数	5回	4回	6回
3	公共交通(鉄道、バス、デマンド交通システム)の1日平 均利用者数	7,921人	7,713人	8,500人
4	自主防災組織数	89組織	115組織	444組織
4	自警団結成数	17団体	17団体	20団体

● 福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについて年代別にみると、69 歳までは「ほとんど入手できていない」が、70 歳以上は「十分ではないが、入手できている」がそれぞれ最も多くなっています。

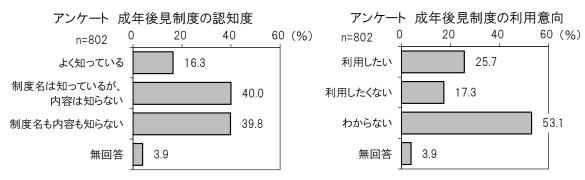


● 福祉サービスの充実に最も必要と思うものについてみると、「サービスに関する情報提供窓口を増やす」が 31.3%と最も多く、次いで「サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実させる」が 26.7%、「サービス利用者を保護する仕組みや苦情対応等の取組を充実させる」が 15.1%となっています。

アンケート 福祉サービスの充実に最も必要と思うもの



●成年後見制度の認知度についてみると、「制度名は知っているが、内容は知らない」が 40.0% と最も多く、次いで「制度名も内容も知らない」が 39.8%、「よく知っている」が 16.3%となっています。また、将来的な成年後見制度の利用意向についてみると、「わからない」が 53.1%と最も多く、次いで「利用したい」が 25.7%、「利用したくない」が 17.3%となっています。



- 生活困窮相談件数は、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付対応により激増しています。
- 「日常生活自立支援事業」利用者は横ばいで推移しているほか、成年後見制度利用制度の市長申立件数は平成 29 年以降、 2 件ほどで推移しています。

生活困窮相談の推移

平成 28 年度	100 件
平成 29 年度	41 件
平成 30 年度	134 件
令和元年度	106 件
令和2年度	1,033 件

資料:社会福祉協議会

「日常生活自立支援事業」 利用者の推移

.1 1/11 11 4	1 1) II a 1 II I					
平成 28 年度	27 名					
平成 29 年度	28 名					
平成 30 年度	32 名					
令和元年度	29 名					
令和 2 年度	33 名					

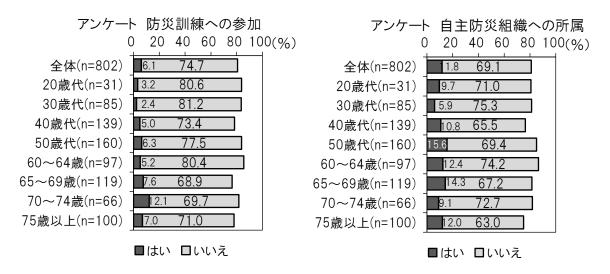
資料:社会福祉協議会

成年後見制度利用制度 市長申立件数の推移

平成 28 年度	5 件
平成 29 年度	2 件
平成 30 年度	2 件
令和元年度	2 件
令和2年度	1件

資料:高齢福祉課

- 防災訓練に参加しているかについて年代別にみると、いずれの年代でも「いいえ」が 60~80%前後で最も多くなっています。
- 自主防災組織に入っているかについて年代別にみると、いずれの年代でも「いいえ」が 60~70%前後で最も多くなっています。



● 市民懇談会にて挙げられた主な課題

- 自治会に未加入の人は広報が配布されず、情報不足となっている。特に独居高齢者が多く、福祉サービス情報を入手することが困難な人もいるのでは。色々なサービスについて、どう発信していくかが問題。
- 市と市民は書面のやり取りで、直接職員等との面談の機会がなく、福祉行政に対する理解は受けづらい。
- 個人情報の問題があり、支援やサービスを必要とする人の掘り起しが難しい。人権尊重 のため支援できない範囲があると思う。
- 移動スーパーが発足し、買い物支援は解決方向に向かっている。宅配事業者を利用する ので買い物代行の依頼は少ない。地区によっては買い物代行には至っていない。
- 銀行・郵便局への道のりが大変。
- 防災体制はできているが、訓練はできていない。災害時の助け合いのために、普段の声かけが必要。地域全体は防犯意識が向上している。子どもを守ろうという地域の努力が感じられる。
- 成年後見制度が普及していない。

第**3**章 計画の目指す方向

第1節 基本理念

筑西市ではこれまで、支え合い・助け合いのまちづくりとして、第1次、第2次計画の10年間は、「~みんなで創る「福祉の邦・筑西」~支え合い助け合い、そして笑顔で!」を基本理念として進めてきました。

第3次計画では、市民意見の把握や地域福祉を取り巻く現状、また10年間の評価から導き出された課題を解決するため、新たに「人と地域がつながり支え合う 笑顔と安心のあるまち 筑西」を基本理念としました。

この基本理念には、筑西市に住む市民が地域の中で支え合い・助け合うことで、笑顔があふれ、 安心して暮らせるようにという願いが込められています。

今後、一層少子高齢化や人口減少が進むことが予測されている中、家庭や地域の中でつながり、 市民をはじめ行政、自治会等の地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、N PO等が連携して支え合いながら笑顔と安心のあるまち、地域共生社会の実現を目指すため、第4 次計画においても引き続き基本理念を踏襲することとします。

人と地域がつながり支え合う 笑顔と安心のあるまち 筑西

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な 主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと 生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



誰もが役割を持てる地域共生社会

- 働き手の創出
- 地域資源の有効活用

- 就労や社会参加の機会の提供
- 民間企業による生活支援への 参入

様々な社会・経済活動

農林

環境

商工業

交通

*厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」を基に作成。

第2節 基本目標

「基本理念」を実現していくための「基本目標」として、次の5つを掲げます。

基本目標1 地域福祉意識を醸成する仕組みづくり

筑西市の地域福祉を進めていくためには、支え合い・助け合いの関係をつくっていくという地域 福祉の考え方を浸透させることが必要であるため、意識啓発や福祉教育の充実のほか、地域の交 流の促進等を通じて、地域福祉意識を醸成する仕組みづくりを進めます。

基本目標2 地域活動を促進する体制づくり

地域の中で支え合い・助け合いの共助の活動を活性化していくため、市民、自治会等の地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、民間企業等地域の多様な主体による見守り、支え合い活動を促進するとともに、ボランティア、NPO活動の推進により、地域活動を促進する体制づくりを進めます。

基本目標3 包括的に支え合う仕組みづくり

多様化・複雑化する生活課題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、包括的な支援を提供していくことができるよう、情報発信・相談体制等について行政の分野横断的な連携を強化するとともに、自治会等の地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO等、団体・機関とのネットワーク形成等、包括的に支え合う仕組みづくりを進めます。

基本目標4 権利擁護を推進する仕組みづくり

国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の趣旨を踏まえながら、権利擁護に関する広報機能・相談窓口の充実や必要とする人の発見・支援に努めるとともに、地域連携ネットワークの構築を図り、制度の利用を促進する体制づくりを進めます。

基本目標5 安心して暮らせる環境づくり

自助・共助の支え合い・助け合いの取組だけでは解決が困難なことは、公的サービス等の公助の 取組が重要となります。そのため、高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、保 育サービスや子育て支援サービス等の各対象に対するサービス提供、環境整備等、安心して暮ら せる環境づくりを進めます。

第3節 施策の体系

基本目標

施策の方向

1

地域福祉意識を 醸成する仕組み づくり (1)意識啓発·教育

(2)地域の交流の促進

2

地域活動を促進 する体制づくり (1)地域での支え合い活動の推進

(2)ボランティア、NPO活動の推進

3

包括的に支え合う仕組みづくり

(1)情報発信・相談体制の充実

(2)複合的な生活課題への支援

(3)団体・機関とのネットワーク形成

4

権利擁護を推進 する仕組みづくり

【 筑西市成年後見制度 利用促進基本計画 】 (1)広報機能・相談窓口の充実

(2)権利擁護の必要な人の発見・支援

(3)地域連携ネットワークの構築

5

安心して暮らせる 環境づくり (1)適切なサービス提供

(2)安全・安心な環境づくり

第**4**章 施策の展開

基本目標1 地域福祉意識を醸成する仕組みづくり

施策の方向1 意識啓発・教育

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりがお互いの立場を理解し合い、支え合いの心を育むことができるよう、福祉意識の醸成に向けた意識啓発・教育に取り組んでいくことが重要です。

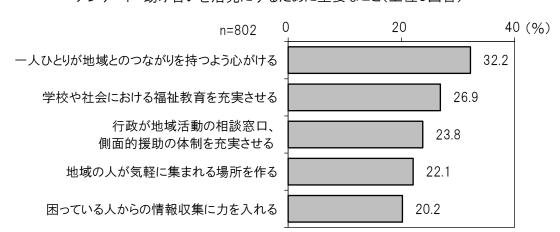
「地域福祉」という言葉の認知度を年代別にみると、「言葉も内容も知っていた」が75歳以上で40%弱となっている一方で、30歳代で15.3%となっています。

地域における助け合いを活発にするために重要なことは、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、「学校や社会における福祉教育を充実させる」が多くなっており、地域のことや近所の人が抱える課題等を地域住民が自分事として捉えられるよう、継続的な意識啓発に取り組む必要があります。

60 80 0 20 40 100 (%) 29.1 全体(n=802) 22.3 47.3 20歳代(n=31) 41.9 35.5 30歳代(n=85) 37.6 40.3 40歳代(n=139) 41.0 50歳代(n=160) 46.3 33 1 60~64歳(n=97) 24.7 49.5 19.3 53.8 65~69歳(n=119) 26.1 70~74歳(n=66) 24.2 75歳以上(n=100) 13.0

アンケート「地域福祉」という言葉の認知度

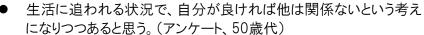
■言葉も内容も知っていた ■聞いたことはあるが、内容までは知らなかった □知らなかった



アンケート 助け合いを活発にするために重要なこと(上位5回答)

市民の声







● 困ったときの助け合いの意識が薄く、交流が希薄。(市民懇談会)

- 周りを見て気にかけてあげる優しさを育てあげる。まずは笑顔を絶やさないことからだと思う。(アンケート、30歳代)
- この場所に住むようになっていい人に出会って来たと思う。運が良いのかもしれないが、そう思えることが大切。(アンケート、60~64歳)
- 75歳以上でも、対外的に力を持っている人を活かしてほしい。 (アンケート、70~74歳)



施策の方向性

相互理解・共生の意識を育み、支え合いの地域づくりにつなげるために、地域福祉やノーマライゼーション*の考え方の普及に取り組みます。

また、学校や身近な地域におけるあいさつ運動のほか、福祉教育・福祉学習の機会提供に取り 組みます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■まずは知る

各自が、地域福祉について知り、何をしたらよいか、何ができるか考えましょう。

■自分事として捉える

日常生活の中で自分の身に降りかかった 時に初めて福祉を意識することが多いため、 そうなる前から地域福祉を自分事として考え るようにしましょう。

■あいさつからはじめよう

まずは小さいことから、笑顔で気軽に隣近所と言葉を交わせる関係をつくりましょう。

■福祉意識の醸成

地域の中で子どもの頃から障がい者や高 齢者とふれあう機会を増やしましょう。

また、福祉やボランティア等へ興味を持ってもらえるよう、学びの機会をつくりましょう。

「あいさつ運 動」の実施	学校、事業者等にも働きかけて「あいさつ運動」を展開し、人と人 とのつながりを改めて築くきっかけづくりを行います。
「地域福祉」の考え方の普及	市民が、地域社会の一員として、地域づくり・福祉活動に積極的に参加していくよう、市広報紙やホームページ、講座の開催等を通じて情報提供を行い、地域福祉の考え方を普及していきます。
「ノーマライゼ ーション」の理 念の普及	各種会議や計画を通じ、障がいを持っている人でも、障がいのない 人と同様に生活できる社会の実現に向けた取組や考え方である「ノーマライゼーション」の理念の普及に努めます。
福祉教育の充実	社会の一員として、共に生きる社会づくりの実現を目指し、学校や 社会福祉協議会との連携により夏休み等のボランティア経験や学校に おける福祉体験等、子どもの頃からの福祉教育の充実に努めます。 認知症サポーター養成講座等の開催を通じて、認知症についての正 しい知識を学ぶ機会をつくります。 また、各種講座、教室等の生涯学習を通じ、地域福祉について他人 事ではなく、自分事と感じられるよう理解と関心を高め、地域におけ る相互扶助の強化を図ります。

施策の方向2 地域の交流の促進

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するためには、普段からご近所同士で顔 見知りの関係を築いていることが重要です。

一方で、自治会への加入状況は81%となっており、加入率減少を止める方法を検討していく必要があります。アンケート調査結果においても、特に20~50歳代で近所付き合いの希薄化がうかがえます。

単位:%	n	く付き合って て	程度をえば立	挨拶をする程	ほとんど付き合	でいるのかわ	無回答
		いる るなど 親し	ち話をする	度	いはない	からない な人が住ん	
全体	802	14.2	37.2	36.8	6.1	2.2	3.5
20歳代	31	-	9.7	67.7	12.9	9.7	-
30歳代	85	4.7	18.8	49.4	16.5	7.1	3.5
40歳代	139	5.8	24.5	57.6	7.9	2.9	1.4
50歳代	160	5.6	30.6	50.6	6.3	1.9	5.0
60~64歳	97	14.4	51.5	25.8	3.1	1.0	4.1
65~69歳	119	21.0	50.4	22.7	3.4	ı	2.5
70~74歳	66	33.3	48.5	10.6	3.0		4.5
75歳以上	100	32.0	50.0	11.0	1.0	1.0	5.0

アンケート 近所付き合い

市民の声



地域、集落の現状を1つ1つ調査し、早急に進めていかないと、世代間交流もなくバラバラになっていくと思う。(アンケート、30歳代)



- 高齢者は集まる場がなく、やる事がない。せめて高齢でもできるスポーツ等があると良い。(アンケート、75歳以上)
- 高齢者のイベントは多いが、若い世代との交流は少ない。(市民懇談会)
- 世代を超えて集まれるサロン等を開催する。(市民懇談会)
- 地域の子どもや高齢者が孤立しないように集会所や児童館を 開放、又は利用できないか。(アンケート、50歳代)
- 支所の空室を福祉や助け合い、支え合いに活用できないか。 (アンケート、60~64歳)



引き続き自治会への加入促進を行うとともに、地域への興味・愛着を高め、市民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、地域での活動や居場所づくり等の住民同士の交流促進に取り組みます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

日常の交流

■信頼関係をつくる

身近な話題や趣味の活動から、気軽に会話できる関係をつくりましょう。

■参加する楽しさを得る お互いに地域の行事や趣 味活動、公民館の講座等の 情報提供を行い、参加するこ

との楽しさを共有しましょう。

全体の行事に参加しやすく なるよう、同年代や同じ趣味 を持つ人たちの小さなグルー プをつくりましょう。

■趣味のグループでの交流

交流内容の工夫

■世代間の壁を打破

子どもから高齢者までが 楽しめる交流イベントを行い ましょう。 ■地域ごとの取り組み発表 地域ごとにニーズに合わせ た交流の取り組みをし、その 内容を発表、表彰するなど、 アイデアの共有、意欲向上を 行いましょう。 ■みんなで集まって楽しもう 行事やお茶会など、地域の 人が気軽に集まっておしゃべ りし、交流できる場をつくりま しょう。

交流の場所

■既存施設の活用

コミュニティセンターや児童館・公民館等 を活用し、世代間や地域の交流の場としましょう。

■新たな場の創出

地域の空きスペース等を活用し、自治会 等と連携・協力できる仕組みをつくりましょ う。

●公助の取組

地域づくりに向 けた支援	市民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、子育て支援センター**や通いの場等、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく身近な地域で気軽に集まり、交流できる居場所の充実を図ります。 また、世代や属性を超えた住民同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、地域づくりを支援します。
生涯学習・趣味 活動の充実	生涯学習センター・地域交流センター・各地区公民館において、市民ニーズに対応した講座等を開催するとともに、市民の自発的なサークル活動等に対して、場所や設備の提供の支援を行っていきます。
自治会等の活性 化	自治会連合会や子ども会育成連合会に対する支援を行い、地域におけるお祭り・スポーツ行事・相互助け合い活動等の交流を促進します。 また、自治会加入率の減少に歯止めをかけるよう、自治会長等と協議をしながら、啓発に努めます。 さらに、自治会活動ハンドブックの活用により、自治会活動の活性化を支援します。

基本目標1の数値目標

	活動指標	現状値	目標値
1	ボランティアサークル・社会福祉協議会協力による学校福祉体験 学習	計11回	計 25 回
	地域福祉啓発講座	0 回	20 回
2	自治会への加入状況	81%	87.5%
2	認可地緣団体数	75 団体	85 団体

成果指標	現状値	目標值	
市民の意識調査のためのアンケート回収率	40.1%	43%	
今住んでいる地域に愛着がある割合	67.9%	70%	

基本目標2 地域活動を促進する体制づくり

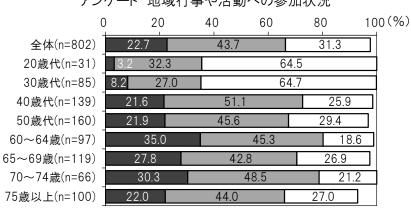
施策の方向1 地域での支え合い活動の推進

現状と課題

ご近所のちょっとした困りごとをはじめ、高齢化に伴う見守りが必要な家庭の増加、社会的孤立 やひきこもりの問題等、多様化・複雑化する地域生活課題への対応が求められてきています。

アンケート調査結果では、地域行事・活動等への参加状況は40歳以上で低い頻度であれば割合が高く、また、安否確認や災害時の手助け等であればできるとする市民も年代を問わず多くなっています。

一方で、地域の民生委員児童委員を知っている割合は、50歳代以下で50%を下回っています。



アンケート 地域行事や活動への参加状況

- ■【頻度高】参加する(必ず/ほとんど参加の合計)
- ■【頻度低】参加する(たまに/内容により参加の合計)
- □参加したことがない

アンケート 自分からできる手助け

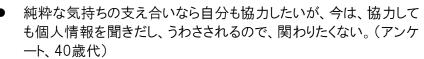
	 也	安否確認の声かけ	散歩や買い物に付き合う	短時間の子どもの預かり	買い物・用事の代行	庭の手入れや掃除の手伝い	郵便物・宅配物の一時預かり	地域の人との協力体制づくり	災害時の手助け(避難時の誘導など)	支援のための制度やサービスの紹介	市役所や社会福祉協議会への相談	できることはない	その他	無回答
全体	802	59.1	14.0	8.9	18.1	12.6	29.1	29.4	45.9	7.7	9.9	12.0	1.4	4.9
20歳代	31	41.9	12.9	12.9	9.7	6.5	19.4	22.6	61.3	6.5	3.2	19.4	3.2	_
30歳代	85	55.3	12.9	15.3	12.9	11.8	32.9	23.5	56.5	9.4	11.8	9.4	1.2	5.9
40歳代	139	61.2	14.4	13.7	21.6	11.5	26.6	25.9	58.3	12.2	12.9	12.9	1.4	4.3
50歳代	160	57.5	10.6	6.9	23.8	10.6	34.4	25.6	47.5	6.9	10.0	12.5	0.6	4.4
60~64歳	97	70.1	15.5	9.3	18.6	14.4	39.2	39.2	46.4	5.2	11.3	7.2	-	4.1
65~69歳	119	67.2	16.8	5.0	15.1	10.1	29.4	36.1	45.4	10.1	10.9	9.2	3.4	4.2
70~74歳	66	62.1	18.2	10.6	22.7	18.2	25.8	36.4	30.3	6.1	4.5	10.6	-	7.6
75歳以上	100	44.0	12.0	2.0	11.0	16.0	15.0	26.0	22.0	3.0	7.0	19.0	2.0	6.0

アンケート 地域の民生委員児童委員の認知度 (%)20 80 100 0 40 60 36.2 35.7 全体(n=802) 20歳代(n=31) 6.5 00 30歳代(n=85) 8.2 4.7 40歳代(n=139) 46.0 34.4 50歳代(n=160) 60~64歳(n=97) 13.4 39.2 16.5 65~69歳(n=119) 6.7 26.9 28.6 70~74歳(n=66) 75歳以上(n=100) 39.0 16.0

- 地域の民生委員児童委員も活動内容も知っている
- ■地域の民生委員児童委員は知っているが、活動内容は知らない
- □地域の民生委員児童委員は知らないが、活動内容は知っている
- □地域の民生委員児童委員も活動内容も知らない

市民の声







- 今困っている事があっても、本人や家族はどう助けを求めれば良いのか解らないのが現実だと思う。話しやすい、伝えやすい環境を整えて、誰もが声を掛け合えるような地域社会を希望する。(アンケート、65~69歳)
- 個人ができることを少しでも発揮できる環境をつくっていきたい。子どもが世帯に居る身として、子どもが安全に生活できる環境づくりに力を入れていきたい。(アンケート、20歳代)
- 活動の土台を行政がつくり、その後の展開は、自治グループを 個々に組織し、地域毎に密着した支援をすることが必要。(ア ンケート、60~64歳)



施策の方向性

子どもや高齢者・障がい者等、支援を必要とする人に対する見守り活動について、自治会及び民 生委員児童委員をはじめ、様々な団体や機関との連携により推進します。

また、多くの市民が気軽に参加できる方法を検討するとともに、実際に困りごとを抱えた人を把握した場合に、一人ひとりが適切に対処できるよう、民生委員児童委員等をはじめとする地域の相談役の周知に努めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■可能な範囲の支え合い 当番制にするなど、多くの 人を巻き込み、できる活動を できる範囲で取り組める体制 をつくりましょう。 ■相手の目線で歩み寄る プライバシーにも配慮しつ つ、"思いやる心"を持ち、ひ とり暮らしの高齢者や高齢者 のみの家庭等とも交流を深 めましょう。

■状況を把握する

本当に支援が必要な人が 声を上げることができるよう な関係をつくるため、会って 話ができる関係づくりに努め ましょう。

地域の見守り活動の推進	市、関係機関、自治会等の地域団体、社会福祉協議会、民生委員児 童委員、ボランティア、NPO、民間企業等の協働により、子ども・ 高齢者・障がい者等、見守りが必要な人の支援体制の整備を推進しま す。 また、認知症高齢者については、地域力を活用した見守り体制の充 実を図ります。 さらに、緊急時に対応するため、個人情報に配慮しつつ支援を要す る人の情報共有が行える仕組みを整備します。
民生委員児童委 員活動の推進	民生委員児童委員の活動を支援するとともに、研修会や定例会での活動事例の情報交換の設定等、活動の強化を進めていきます。 また、地域の民生委員児童委員の活動や、担当一覧を作成・配布するなど、市民への情報提供を行い、周知を図ります。
支え合い活動を 担う多様な主体 の育成	赤十字奉仕団、民生委員児童委員、健康推進員、ボランティア等の各地域で活動する各分野の人材を育成します。 また、日頃から社会貢献活動に取り組む市内の企業や法人等の団体・組織との連携・協力体制の構築に取り組みます。
寄付や共同募金 の推進	生活状況に合わせて気軽に支え合い活動に参画できるよう、寄付・クラウドファンディング [※] による協力等、多様な参画のあり方について検討します。
地域活動のため の既存施設の有 効活用	地域活動のための話し合いや情報交換のできる拠点として、地域交流センター・各地区公民館や、ちくせい市民協働まちづくりサロン、総合福祉センター等の既存施設を活用します。 また、地域の集会施設の利用環境改善のため、自治会等のコミュニティ備品等整備に対する助成等を行います。

施策の方向2 ボランティア、NPO活動の推進

現状と課題

多くのボランティアやNPOがそれぞれの強みを活かし、地域福祉推進に不可欠な活動を展開している一方、全国的な傾向として、活動資金や活動場所の不足、活動する人の高齢化等による担い手・後継者の不足等、多くの課題により活動の継続が問題視されている状況です。

本市において、社会福祉協議会のボランティアサークル活動費助成団体数は現状維持となっていますが、市民活動登録団体数は増加しています。一方アンケート調査結果では、「現在、(ボランティア活動に)参加している」は20歳代と60~74歳で10%前後と比較的多いものの、全体的に少なくなっています。

	アンケート ボランティア活動への参加経験								
	0	20	40	60	80	(%) 100			
全体(n=802)	8.6	27.7		60).8				
20歳代(n=31)	9.7	35.5			54.8				
30歳代(n=85)	2.4 2	2.4		75.3					
40歳代(n=139)	5.8	26.6		65.	5				
50歳代(n=160)	6.9	30.6		61	0.6				
60~64歳(n=97)	10.3	29.9		5	57.7				
65~69歳(n=119)	15.1	26.1		Į	57.1				
70~74歳(n=66)	15.2	25.8		5	6.1				
75歳以上(n=100)	7.0	28.0		54.0					

■現在、参加している ■以前に参加したことがある □参加したことがない



市民の声

自治会や地域団体等は一部の人しか活動自体、知らないのでは。 アピールの場も必要。(アンケート、40歳代)

- 共働きで難しいので、まずは空いた時間で気軽に参加できるようなことがあれば参加してみたい。(アンケート、30歳代)
- 自ら進んでボランティア等に行く事は難しいが、身近な所から 行っていきたい。(アンケート、65~69歳)
- ボランティアを有償化しチケット制やポイント制にして、月々の お小遣い程度にでもできないか。(市民懇談会)
- 中高生がボランティアでインターネットの使い方を教えるなど、 得意分野を活かした世代間の交流が生まれるとよい。(市民 懇談会)
- ボランティアが必要な人と活動したい人のマッチングを行う。ボランティア対象者名簿の作成。(市民懇談会)



地域における様々なボランティアやNPOがその意義や役割を果たし、継続的に活躍できるよう、 引き続き活動支援に取り組みます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■声かけ

ボランティアに参加したい人が参加しやす くなるよう、団体等に所属していなくても、声 かけで誘いましょう。

■参加しやすい仕掛けづくり

空き時間や身近な場所で気軽に参加できる ような活動方法を検討しましょう。

また、親子で参加できる活動を考えましょう。

■情報共有

ボランティア活動の内容のほか、嬉しかったこと、楽しかったこと等を共有し、「これだったら協力できる」という人を増やしましょう。

■グループの結成

地域の中で、誰もが可能な範囲で参加できるようなゆるやかなグループをつくりましょう。

活動情報の提供	市民が積極的に活動に参加できるよう、社会福祉協議会や、ちくせい市民協働まちづくりサロンにおいて、ボランティアやNPO活動の情報を収集・整理し、積極的に発信していきます。
ボランティアの 養成支援	手話や朗読・点字翻訳・傾聴等の各種ボランティア養成講座や、健康運動普及員・シルバーリハビリ体操指導士・食生活改善推進員・精神保健福祉ボランティア等の各種専門的なボランティアの養成講座を実施します。 また、若い世代も含め、多くの人がボランティアに参加できるよう、生活支援サービスボランティア・ファミリーサポートセンター**等、様々な年代に向けたボランティアの機会を開拓し、幅広い層への周知を図ります。
	社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」において、福祉用具や福祉啓発関係の教材を貸出するほか、ボランティアコーディネーターが相談等に応じます。 また、ボランティアセンター運営委員会において、事業の検討等を行い、センター機能の充実を図ります。
活動拠点の確保への支援	ボランティア、NPOの活動を促進するため、地域交流センター・各地区公民館や、ちくせい市民協働まちづくりサロン、総合福祉センター等の活動拠点の利便性の向上に努め、既存施設の活用を促進します。

基本目標2の数値目標

	活動指標	現状値	目標値
1	民生委員児童委員の広報(全戸対象)	3年に1回	年1回
	ボランティア活動保険加入者数	1,960 人	2,000 人
2	社会福祉協議会ボランティアサークル活動費助成団体	29 団体	31 団体
	市民活動登録団体数	109 団体	115 団体

成果指標	現状値	目標値
地域活動への参加の割合	66.4%	75%

基本目標3 包括的に支え合う仕組みづくり

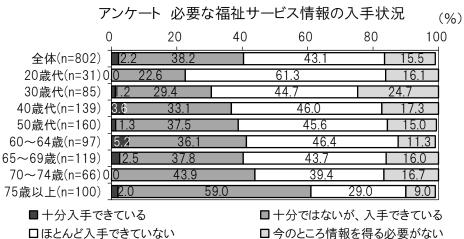
施策の方向1 情報発信・相談体制の充実

現状と課題

平成30年の改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や関係機関との連 携等によって、多様で複合的な地域生活課題を受け止め、解決できる包括的な支援体制の構築が 求められています。

本市では幅広い世代への情報提供に努めていますが、福祉サービス情報の入手状況は69歳ま では「ほとんど入手できていない」が最も多くなっており、引き続き年代やターゲットに応じた情報発 信に努める必要があります。

相談体制については、福祉相談窓口を設置し、福祉全般に関する悩みや問題の初期面談を実施 しています。一方でアンケート調査結果では、暮らしの中で相談や助けが必要なときに「頼める人が いない」と「頼むつもりはない」の合計が30~40歳代、70~74歳で約8%程度とわずかながらも 比較的多くなっている状況です。このような層へのアプローチや、多様化・複雑化する相談内容へ の対応が求められています。



□今のところ情報を得る必要がない

アンケート 情報通信機器等の利用状況

単位:%	n	む)を持っている携帯電話(PHSを含	ているスマートフォンを持っ	持っているタブレット型端末を	パソコンを持っている	できる環境があるインターネットに接続	いる電子メールを活用して	SNSを利用している	アプリを利用している情報共有、連絡などの	を活用しているがループビデオ通話等	いずれも該当しない	無 回 答
全体	802	25.8	64.0	18.0	39.4	62.1	28.9	40.8	19.8	8.1	7.7	9.5
20歳代	31	19.4	90.3	25.8	58.1	93.5	61.3	83.9	51.6	32.3	-	3.2
30歳代	85	20.0	84.7	34.1	54.1	82.4	42.4	74.1	34.1	12.9	-	3.5
40歳代	139	25.9	83.5	28.8	54.7	84.2	41.0	60.4	31.7	10.1	2.2	2.2
50歳代	160	26.3	70.6	19.4	47.5	75.0	39.4	46.3	19.4	7.5	3.1	7.5
60~64歳	97	15.5	76.3	16.5	54.6	76.3	26.8	38.1	13.4	9.3	2.1	13.4
65~69歳	119	32.8	56.3	11.8	26.1	49.6	18.5	23.5	15.1	5.9	7.6	7.6
70~74歳	66	27.3	40.9	6.1	12.1	21.2	7.6	15.2	3.0	1.5	18.2	13.6
75歳以上	100	33.0	14.0	1.0	7.0	13.0	3.0	4.0	5.0	1.0	30.0	25.0

アンケート 相談や助けが必要なとき頼みたい相手の有無

C	20	40	60	80	100 (%)
全体(n=802)			93.6	4.	1.0
20歳代(n=31)		9	0.3	0.0	3.2
30歳代(n=85)		8	9.4	5.9	3.5
40歳代(n=139)		Ć	91.4		7.9 0.0
50歳代(n=160)			94.3	4.	1.3
60~64歳(n=97)			97.9		2.1 0.0
65~69歳(n=119)			95.8	1	.7 0.0
70~74歳(n=66)		(92.5	4.5	3.0
75歳以上(n=100)			94.0	4.	0.0

■頼みたい相談先がある 合計* ■頼める人がいない □頼むつもりはない

*相談先「家族·親戚」「近所の人」「知人·友人」「職場の人」「医療機関の医師」「民生委員児 童委員」「社会福祉協議会」「地域子育て支援センター」「子育て世代包括支援センター※」「地 域包括支援センター」「市役所の窓口や職員」の合計値

市民の声



- 自治会に入会していない人が地域等から孤立している可能性がある。自然と市民に情報が入ってくる仕組みが必要。(アンケート、30歳代)
- 家族の介護問題に直面し、正直どこに相談して良いかわかりませんでした。(アンケート、40歳代)
- 「ちっくんひろば」は保護者、子どもたちとコミュニケーションをとりながら情報収集をすることができ、親しくもなるので私にとっては無くてはならない場所になっている。(アンケート、30歳代)
- お茶飲み話の中にも「市のサービス」を織り交ぜながら伝える。 (市民懇談会)
- 福祉に関する情報をわかりやすくし、郵便局やコンビニ等にポスターや冊子を置いてもらう。(アンケート、60~64歳)





施策の方向性

包括的な支援体制の構築に向けて、多様化・複雑化する市民の相談を受け止める体制づくりに 取り組みます。

また、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種ボランティア団体、地域資源等、必要とする情報を市民がスムーズに得られる環境整備に努めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■積極的に情報を得る・広める 福祉サービスの情報を市の広報紙やホーム ページから入手しましょう。また、普段の会話 の中にもサービスの情報を取り入れ、多くの人 と情報共有しましょう。 ■気軽に相談でき、つながれる場所をつくる 気軽に不安なことや困ったことを相談できる 地域の居場所をつくりましょう。また、地域で 解決が難しいことは行政等の相談先につなぎ ましょう。

■情報が届きにくい人を支援する

自治会未加入者に対し、広報等の情報が行き届いているかどうか、自治会や民生委員と協力しながら把握しましょう。

多様な手段による情報提供	市広報紙やホームページ、各種パンフレット等、多様な手段によって福祉サービスに関する情報提供を行います。 特にホームページについては、総務省のガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティ [※] の確保、維持、向上に努めるほか、SNS [※] は継続して運営し、より多くの世代への情報提供に努めます。また、情報収集に受動的な市民や関心が薄い市民に対しては、市内の商業施設やフリーペーパー等、民間と連携した情報発信や、全ての職員が情報発信の担い手であるという意識を持った対応を徹底するなど、新たな情報発信の手段についても検討します。中でも、世代等の属性に応じたきめ細かな情報発信が行えるよう配慮します。
対象者ごとのき め細かな相談の 充実	健康相談、子育て・育児相談、介護相談、障がい者相談、女性相談、生活困窮者相談、外国籍の住民に対する相談、教育相談、各種サービスに関する苦情相談等、各分野について、利用者の立場に立ち、対象者ごとのきめ細かな相談が行える体制を充実します。
総合的相談支援	既存の相談支援の取組を活用し、世代や属性を問わず相談を受け止め、多機関の協働による包括的な支援体制の仕組みづくりを推進します。
体制の構築	また、福祉分野以外の部局も含めた庁内の横断的な連携体制について検討します。
相談員等の資質	各分野における相談員や各相談窓口の職員等について、各種研修会
向上の推進	の参加を促進し、資質の向上に努めます。

施策の方向2 複合的な生活課題への支援

現状と課題

少子高齢化や市民のライフスタイルの多様化等により、8050問題*等の複合的な課題を抱えている世帯や、社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題等、新たな課題が顕在化してきています。

アンケート調査結果では、近所で支援が必要な人、気にかかる人として、高齢者のみの世帯のほか、中学校区によっては認知症の人、病気や障がいのある人が10%台、ひきこもりや閉じこもりの人、金銭的に生活に困っている人、孤立している人が5%を超えており、複合的な問題を抱えている人や世帯が一定数いることがうかがえます。

生活困窮者の相談は、令和2年のコロナ禍の影響で件数が激増している状況です。

これら世帯や個人が抱える複合的な生活課題に対し、子育て、介護、障がい等の分野横断的な連携による適切な制度や福祉サービスの利用促進、継続的な支援に取り組むことが求められています。

アンケート 近所に見守り等支援が必要な人や、気にかかる人がいるか

単位:%	n	高齢者のみの世帯	認知症の人	病気や障がいのある人	りの人ひきこもりや閉じこも	いる人 金銭的に生活に困って	虐待が心配な人	ゴミ屋敷に暮らしてい	人 地域から孤立している	更生した人	気にかかる人はいない	わからない	その他	無回答
全体	802	30.8	7.2	8.7	5.0	4.1	1.5	3.0	4.2	0.6	26.7	28.2	1.6	5.7
下館中学校区	132	27.3	5.3	7.6	1.5	4.5	8.0	1.5	3.0	-	28.0	34.8	1.5	3.8
下館西中学校区	110	25.5	2.7	7.3	4.5	3.6	0.9	1.8	4.5	-	33.6	30.9	1.8	1.8
下館南中学校区	159	30.8	8.2	11.9	3.1	4.4	0.6	4.4	5.7	-	21.4	28.3	0.6	8.8
下館北中学校区	45	37.8	4.4	6.7	6.7	_	-	4.4	ı	_	31.1	22.2	_	4.4
関城中学校区	109	33.9	10.1	5.5	8.3	2.8	1.8	3.7	4.6	_	28.4	22.9	2.8	5.5
明野中学校区	121	32.2	7.4	5.8	5.8	4.1	1.7	2.5	4.1	1.7	25.6	29.8	2.5	5.0
協和中学校区	108	30.6	11.1	14.8	7.4	6.5	2.8	2.8	2.8	2.8	26.9	22.2	1.9	8.3

市民の声



● 行政は一つの課のみで解決しようとする。(アンケート、40歳代)



- 今後の人生、経済的、身体的、精神的に不安。特に住居が無くなる事。(アンケート、50歳代)
- 支援につなげるために手を差し伸べても、相手にされないことがあ る。(市民懇談会)
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員児童委員等関係機関につなげる。また、何を望んでいるのか、最初にじっくり聞く。(市民懇談会)
- 生活に困っている人を助けてあげる。(アンケート、40歳代)



施策の方向性

支援を必要とする人や世帯に対し、庁内関係各課や関係機関と連携して支援に取り組みます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■支援を必要とする人の情報共有 自治会や民生委員児童委員、行政等と連携 して、支援を必要とする人の把握、情報共有や

支援について話し合いましょう。

■相談窓口の普及

複合的な生活課題を抱えている人がいた ら、制度や福祉サービスの利用につながるよ う、相談先を伝えましょう。

被生活保護世帯・生活困窮者 世帯への支援の 充実	ケースワーカー [※] や自立相談支援員・就労支援員が相談に応じ、被生活保護世帯や生活困窮者世帯等、援護を要する世帯の社会的・経済的な自立更生を図るため、福祉・雇用部門の各関係機関が連携し支援を行います。
再犯防止に向け た支援	犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことなく地域に戻って生活することができるよう、関係団体と連携し必要な支援を行います。
居住に困難を抱 える人への支援	生活困窮者、高齢者、障がい者、子どものいる家庭等、生活の基盤 である住まいの確保に配慮が必要な人に対し、住まいの確保や生活の 安定に向けた支援を行います。
自殺対策の推進	ちくせい健康総合プランに基づき、自殺対策に関する啓発・周知の 促進、地域や学校で自殺対策に取り組む人材の育成に取り組みます。 また、自殺リスクを低下させる支援・相談体制の整備に取り組みま す。

「日常生活自立 支援事業」の支 援	判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助等を行う「日常生活自立支援事業」について、生活支援員、専門員と連携した支援を行います。
相談や制度の利 用がしやすい環 境整備	1 生活体能者日立支援制度や温祉サービス等の利用促進に向けて 和1

施策の方向3 団体・機関とのネットワーク形成

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりや行政の取組だけでなく、地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

本市では、自治会と民生委員児童委員の連携強化に向けた検討を進めているほか、社会福祉協議会により、ボランティアセンター登録団体相互の情報共有が行われています。

アンケート調査結果では、地域福祉の推進に望ましい形として、行政と社会福祉協議会の連携や自治会等、地域団体との連携が求められています。

アンケート 地域福祉の推進に望ましい形 (上位3回答)
n=802 0 20 40 (%)
行政と社会福祉協議会が 連携して、市民をリードしていく 33.3
自治会等の地域団体が中心と なって、市民の力を集めていく 行政のリードで、 市民が力を出していく 14.3

市民の声



団体や関係機関との連携・ネットワークが不足している。(市民懇談会)



- 自治会と民生委員の連携強化に向けた会議や情報共有の仕組みづくりについて、ほとんど実施できていない。(市民懇談会)
- まずは福祉に興味のある人、問題意識を持っている人等に集まってもらう機会を設け、話し合う。次の回には、1人誘って参加してもらい、少しずつ大勢の人に意識してもらうようにしたら、みんなが問題意識を持てるのでは。(アンケート、40歳代)
- 支援を必要とする人を行政につなげるために、支所機能や社会福祉協議会の充実のほか、声を拾い上げる自治会や民生委員、ボランティア等のつながりと拡充が重要。(市民懇談会)



各団体の活動内容や、それぞれの持つノウハウ、社会資源等を共有し、組織・団体等のそれぞれ の長所を活かした連携・ネットワーク構築とその強化に引き続き取り組みます。

特に自治会や民生委員児童委員、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核を担う組織として、活動支援や組織の基盤強化に取り組みます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■地域の団体間の連携

自治会や民生委員児童委員・高齢者クラブ・青年会議所・女性会等、関係団体との活動報告や意見交換をしましょう。

■入り口の支援

身近な人の気づきが支援の入り口となる よう、自治会、民生委員児童委員が連携し て支援が必要な人の情報を共有しましょう。

■団体と機関の交流

ボランティア団体等と福祉事業所との交 流会を開きましょう。

■出口の支援

生き生きとしたその人らしい生活を維持 し様々な活躍の場を持てるよう、地域活動 団体と福祉サービス事業所等の連携を強 化しましょう。

活動団体間の連 携強化	市民活動団体の連携を強化するため、筑西市民団体連絡協議会との協働による「協働のまちづくりフォーラム」を実施します。 また、団体相互の交流や情報交換の場を設け、支援を行います。
自治会と民生委 員児童委員の連 携強化	地域福祉活動の中心を担う自治会と民生委員児童委員の連携強化を 行うため、連携会議や情報共有の仕組みづくりに取り組みます。
関係団体・機関 のネットワーク の強化	ボランティアやNPO、社会福祉協議会等の地域活動団体と、福祉サービスの提供事業者等が、会議等の機会を通じて連携し、それぞれの役割を明確にしながら協働していく仕組みづくりを進めます。また、課題を抱えた人や世帯が、地域とのつながりを持ち続けることができ、就労等の社会参加にもつながるよう、それぞれにおいて把握された情報の共有と支援に努めます。

基本目標3の数値目標

	活動指標	現状値	目標値
1	心配ごと相談員研修(年6回) 出席延べ人数	33 人	48 人
2	ゲートキーパー [※] 養成者数	2,363 人	年 100 人増
3	自治会・民生委員児童委員連携のための会議開催数	0 回	年1回

成果指標	現状値	目標値
相談や助けが必要なとき「頼める人がいない」割合	4.2%	0%

基本目標4 権利擁護を推進する仕組みづくり 【筑西市成年後見制度利用促進基本計画】

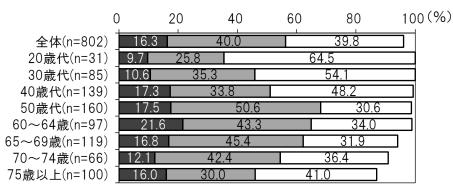
施策の方向1 広報機能・相談窓口の充実

現状と課題

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の 財産や生活、権利を守る重要な制度です。

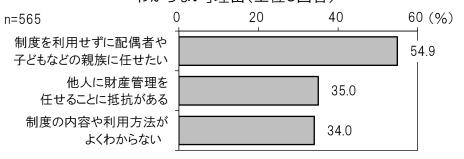
しかし、アンケート調査結果では、年代を問わずこの制度に対する認知度が低くなっています。利用したくない理由として、成年後見制度の認知度不足により利用方法がわからないという意見も多いため、本人や家族にとってわかりやすい成年後見制度の周知・啓発や利用しやすい制度の運用支援に取り組む必要があります。

アンケート 成年後見制度の認知度



- ■よく知っている
- ■制度名は知っているが、内容は知らない
- □制度名も内容も知らない

アンケート 成年後見制度の利用意向「利用したくない」 「わからない」理由(上位3回答)



市民の声



成年後見制度が普及していない。(市民懇談会)

● 判断能力が不十分になる前から適切な方策等が必要と思われる。(アンケート、60~64歳)



施策の方向性

市民の制度に対する理解を深め、メリットが実感できるように、庁内関係各課や関係機関と連携して、成年後見制度の周知、啓発に取り組みます。

また、判断能力が不十分な人の意思決定支援と保護に向けて、成年後見制度の利用に関する相談ができる体制づくりに取り組み、既存の各種関係機関を活用しながら制度の利用促進に努めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■制度を知る

成年後見制度等の権利を守る制度につい て学びましょう。 ■積極的に相談先の情報を広める 成年後見制度に関する相談窓口の情報を 地域で共有しましょう。

広報機能の充実	成年後見制度は生活を守り権利を擁護するための方法であることを、様々な媒体を活用して広く周知啓発を行っていきます。また、支援が必要となる人を発見し支援につなげていくために発見機能を強化するとともに、相談窓口の周知を行います。
相談窓口機能の 充実	成年後見制度に関する各相談窓口が、様々な情報等を把握し連携を 図ることにより、相談に対し適切な助言及び情報提供を行い、必要な 支援につなげられるよう相談窓口機能の充実・強化を図ります。

施策の方向2 権利擁護の必要な人の発見・支援

現状と課題

権利擁護支援の必要な人において判断能力が低下した場合等は、その状況に応じて、速やかに 成年後見制度利用の検討、補助・補佐・後見の各類型間の移行、適切な後見人等候補者の選定等 が必要になります。

本市においては、権利擁護についての相談件数は増加しており、制度の利用を考慮すべき人に対して、制度に関する相談窓口を紹介するなど、本人を適切な制度利用につなげる仕組みづくりが必要です。

また、制度利用が必要であるにもかかわらず、親族等からの支援が得られない人に対して実施 する市長による法定後見の審判申立ては減少傾向にあり、利用促進に向けての体制整備が求めら れています。

相談実績(権利擁護)

(単位:件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
高齢福祉課	17	52	80	68	150
障がい福祉課	13	12	11	10	11

資料: 高齢福祉課、障がい福祉課

市長申立件数

(単位:件)

申立数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
高齢福祉課	5	2	2	2	1
障がい福祉課	2	0	1	1	0

資料: 高齢福祉課、障がい福祉課

市民の声



他人に関わられたくない。(アンケート、30歳代)





権利擁護支援の必要な人が、本人の意思を尊重した支援につながるよう、成年後見制度の利用 支援及び経済的負担の軽減を図ります。

また、支援の方針や適切な候補者等の検討、申立てにあたっての準備・役割分担等、既存の保健・医療・福祉に司法も含めた権利擁護の視点から支援内容を検討する組織を整備し、制度の適切な活用を推進することができる体制づくりを進めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■権利擁護の必要な人を発見し、つなげる 判断能力・記憶力の低下等で生活に支障が 出ている方や今後が心配な方がいたら、相談 先につなげましょう。

関係者支援方針 会議の開催	関係者支援方針会議により、相談に対する対応について、司法関係者を含め、権利擁護の視点から必要な対応を検討します。
申立てのできな い人への支援	判断能力が不十分で家族や親族から支援が受けられない人に対して、関係機関と情報共有を行い、市長申立ても含め、適切な制度利用が図られるよう支援します。
後見人等の受任 調整	制度の利用が必要な人に対して、どのような支援が必要か、課題は何か、後見人等にどのような支援を求めるのか等、専門職も交えて整理し、後見人等候補者の受任調整を行います。

施策の方向3 地域連携ネットワークの構築

現状と課題

地域連携ネットワークは、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結び 付けるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行っていく地域全体の仕組みです。

権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、必要とする人を適切な 支援に結びつけ、本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用を進めていく中核的な役 割を担う機関が必要です。

また、制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が継続してその人らしい生活を送るためには、地域の気づき、見守りのネットワークや市民後見人等が必要となります。

さらに、アンケート調査結果では、成年後見制度を「利用したい」人が後見人になってほしい相手として、親族後見人が多くなっており、後見開始後も後見人等が安心して支援できる体制づくりに取り組むことが必要です。

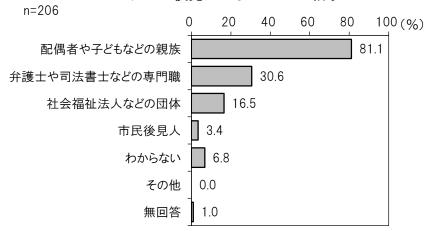
筑西市成年後見制度利用者数一覧

(単位:人)

				(1 1 / 1 / 1		
成年後見	補佐	補助	任意後見	合計		
93	12	1	0	106		

資料:水戸家庭裁判所(令和3年10月1日時点)

アンケート 後見人になってほしい相手



課題(本文)

市民の声

制度を利用して悪さをする人が現れた際の対応が不安。(アンケート、30歳代)

地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を進めます。

また、後見人等だけでなくチームで被後見人等を見守る体制を構築し、本人の意思が尊重され身上に配慮した権利擁護支援が適正に行えるよう努めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■自分にできることを考える 市民後見人について理解を深めましょう。

●公助の取組

地域連携ネットワークの構築	関係団体や専門機関で構成する地域連携ネットワークを構築し、地域資源を活用しながら継続的な支援を行うことのできる仕組みづくりを進めていきます。
中核機関の設置	市に直営の中核機関を設置し、中核機関が担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能を段階的に整備していきます。
後見人等支援機 能の構築	被後見人等が安心して生活でき、後見人等も孤立せず支援ができるよう、「チーム」での支援体制を整え、見守りや不正の防止を図ります。 また、親族後見人等が相談できる体制も検討していきます。
市民後見人の養成	被後見人等が住み慣れた地域で身近な人の支援を受けながら、安心 した生活を送ることができるよう、市民後見人を養成する体制の整備 に取り組みます。
成年後見制度利 用支援事業	成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合であっても、その費用の一部を助成することにより、成年後見制度を必要としている人が利用できるよう支援していきます。

基本目標4の数値目標

	活動指標	現状値	目標値
1	市民向け学習会の開催回数	0 回	年2回
2	関係者向け研修会の開催回数	0 回	年2回
3	権利擁護支援に関するケース会議の相談件数	0 件	年 12 件

成果指標	現状値	目標値
成年後見制度を「よく知っている」割合	16.3%	20%

基本目標5 安心して暮らせる環境づくり

施策の方向1 適切なサービス提供

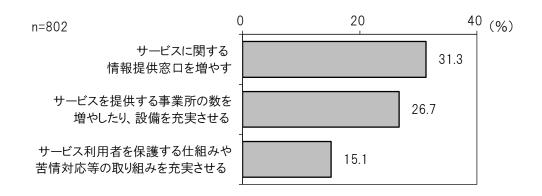
現状と課題

誰もが安心して身近な地域で暮らすためには、自助・共助の支え合い・助け合いの取組のほか、 安心してサービス等を受けることができる体制が重要です。

高齢化率や障害者手帳所持者数等、本市の支援を必要とする人は増加傾向にあるなかで、各福祉分野の個別計画に基づき適切なサービス提供に取り組んでいます。

アンケート調査結果では、福祉サービスの充実に最も必要と思うものについて、サービスの情報 提供のほか、サービス提供事業所の充実、利用者保護の仕組みや苦情対応等の充実が多くなって おり、引き続きサービスの安定的な提供や質の向上が求められています。

アンケート 福祉サービスの充実に最も必要と思うもの(上位3回答)



課題

市民の声

安心して働き、子育てができる筑西市、ということをもっとPRして欲しい。(アンケート、65~69歳)



● 色々なサービスをどう発信していくかが問題。(市民懇談会)

- きれいで大きい公園が増えれば、もっと子育て世代が転入して 来るのではないか。市民の交流の場にもなる。(アンケート、30 歳代)
- 福祉は機械化も進めた方がいい。(アンケート、30歳代)
- 移動スーパーが始まり、交流も生まれている。それでも行けない人には、買い物代行をやれたらよい。(市民懇談会)



高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育サービスや子育て支援サービス等の各対象に対するサービスの安定的な提供に取り組みます。

また、各福祉サービスに関わる専門職への研修の充実を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

■サービスや制度を知る 福祉サービスや、成年後見制度等の制度を 知りましょう。

専門職向け研修 会等の充実	各分野の福祉サービスに関わる専門職を対象とした研修等の参加を 促進し、新しい制度に対応した福祉サービスの確保や、現行の福祉サ ービスの質の向上を図ります。
高齢者への支援	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの提供を行います。 また、ひとり暮らし高齢者等、定期的な見守りが必要な人や世帯に対し、安心した生活が継続できるよう、支援を行います。
障がい者への支 援	障害者福祉計画に基づいて、障害福祉サービス等の提供を行います。
子ども・子育て 家庭への支援	妊産婦の多種多様なニーズに合った情報提供や支援に引き続き取り 組むとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、幼児期の教育・保育環境の充実、地域の子ども・子育て支援体制の整備を総合的 に推進します。

施策の方向2 安全・安心な環境づくり

現状と課題

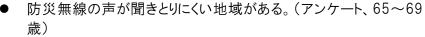
市民一人ひとりが地域に居場所や交流の機会を持ち、地域とのつながりを維持していくためには、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりが不可欠となります。デマンド交通システム「のり愛くん」は市路線バスと連携し、利用者の棲み分けを図った結果、市路線バスとともに利用者が増加しました。高齢者の増加に伴い、免許返納者も増加が見込まれることから、利用者の増加、利便性の向上に努めていく必要があります。

また、地域の問題や課題についてみてみると、「緊急時の対応体制がわからない」が多くなっています。いざという時の安全・安心な環境づくりに向けた体制強化とその普及が求められています。

アンケート 地域の問題や課題(上位5回答)

市民の声







- 子どもの通学での事故がなくなるように、時間毎の見守り、道路の 見直しをしてほしい。(アンケート、65~69歳)
- 銀行・郵便局への道のりが大変。(市民懇談会)
- 高齢化に伴い、運転免許証を返納する人が増加しているが車が無いと生活ができないので、のり愛くんを増やすべき。(アンケート、50歳代)
- 災害の支援を実施するためには、自治会の班編成が一番身 近な範囲であり、情報を共有できたら良い。(市民懇談会)



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、安心して地域の拠点や活動の場に 出向くことができるよう、ハード・ソフト両面でのまちづくりを推進します。

また、自治会及び民生委員児童委員等との連携により、災害時の支援体制の整備を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、円滑にボランティアの受け入れが行えるような体制づくりに努めます。

具体的な取組

●自助・共助の取組

- ■居場所や活動の場に参加するための支援 移動に不便・不自由を感じている人に対し、 送迎等、気軽に参加するための支援をしましょ う。
- ■災害時に支援を必要とする人の情報共有 地域において、ひとり暮らし高齢者等、災害 時に支援を必要とする人を把握し、災害時の 支援が行えるようにしましょう。

デマンド交通シ ステムの運行	市民が気軽に外出できるようにし、社会参加の促進を図るため、身 近な交通手段としてデマンド交通システム「のり愛くん」について、 利用者の増加及び利便性の向上に努めます。
放置自転車等対 策の推進	放置自転車等の不法な道路占拠がなくなり、誰もが通行しやすくなるよう、「市自転車等の放置防止条例」等に基づいてパトロールを推進し、放置自転車等の減少と撤去に努めます。
公共施設、道路 等の整備や改修 の推進	障がいの有無や年齢等にかかわらず誰もが安心して生活できるような環境を整えるため、「バリアフリー新法」、茨城県の「ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づいて、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
地域における防 犯意識の醸成	防犯連絡協議会、自警団の青色防犯パトロール車による防犯広報活動を推進するとともに、市内金融機関やスーパー等と連携した各種防犯キャンペーンを実施します。
自主防災組織の 充実	災害時の避難体制の確立や防災訓練等を行う自主防災組織の結成及 び育成に対し、補助金の交付等を行い、隣保協同 [*] の精神に基づく自発 的な防災活動を推進します。また、まちづくり出前講座等を実施し、 自主防災組織活動の活性化の推進を図ります。
避難行動要支援 者 [※] 避難支援制 度の運用と充実	避難行動要支援者避難支援計画に基づき、災害時に手助けが必要となる高齢者や障がい者等の要配慮者・避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、一人ひとりに対し支援方法等を明記した個別計画の作成を推進します。 また、福祉避難所 ^{**} の指定や市内の高齢者施設等と災害時における福祉的協力の協定を維持し、要配慮者が安心して避難生活を送れる体制を整備します。

の充実

災害発生時には、災害対策本部と連携し、社会福祉協議会が「災害 災害ボランティ「ボランティアセンター」を運営します。

アセンター機能 また、災害対策本部が設置されない小規模・小地域の災害において も、災害ボランティアセンターとして、ボランティアニーズに対応 し、ボランティアの受け入れ、活動の実施を進めます。

基本目標5の数値目標

	活動指標	現状値	目標值
1	市職員の社会福祉主事*資格認定通信課程受講延べ人数	60 人	70 人
	公共交通(鉄道、バス、デマンド交通システム)の1日平均利用者数	7,713 人	8,590 人
	自主防災組織数	115 組織	444 組織
2	自警団結成数	17 団体	20 団体
	避難行動要支援者の「個別計画」作成数	421 件	1,400 件

成果指標	現状値	目標値
自分に必要な福祉サービスの情報を「入手できている」割合	40.4%	50%

重層的支援体制整備事業の実施

令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、 地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地 域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められ ています。

本市においても、本計画の中でその実施に向けた検討を進めていく予定です。

基本目標1から5までの「公助の取組」の中で、重層的支援体制整備事業に関連する取組は、以下のとおりです。

●相談支援に関する取組

基本目標3-1

総合的相談支援 体制の構築 既存の相談支援の取組を活用し、世代や属性を問わず相談を受け止め、多機関の協働による包括的な支援体制の仕組みづくりを推進します。

また、福祉分野以外の部局も含めた庁内の横断的な連携体制について検討します。

●参加支援に関する取組

基本目標3-3

関係団体・機関 のネットワーク の強化 ボランティアやNPO、社会福祉協議会等の地域活動団体と、福祉サービスの提供事業者等が、会議等の機会を通じて連携し、それぞれの役割を明確にしながら協働していく仕組みづくりを進めます。

また、課題を抱えた人や世帯が、地域とのつながりを持ち続けることができ、就労等の社会参加にもつながるよう、それぞれにおいて把握された情報の共有と支援に努めます。

●地域づくりに関する取組

基本目標1-2

地域づくりに向 けた支援

市民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、子育て支援センターや通いの場等、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく身近な地域で気軽に集まり、交流できる居場所の充実を図ります。

また、世代や属性を超えた住民同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、地域づくりを支援します。

重層的支援体制整備事業の概要

I 相談支援

包括的な相談支援の体制



- 属性や世代を問わない相談の受け止め
- 多機関の協働をコーディネート
- アウトリーチ[※]も実施

Ⅱ 参加支援

- 既存の取り組みで対応できる場合は、既存の取り組みを活用
- 既存の取り組みでは対応できない 狭間のニーズにも対応(既存の地 域資源の活用方法の拡充)

狭間のニーズへの具体例

就労支援見守り等居住支援





生活困窮者の就労体験に、経済的な困難状態にないひきこもり状態のものを受け入れる 等

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- 世代や属性を超えて交流できる場 や居場所の確保
- 多分野のプラットホーム[※]形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート





▶新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

Ⅰ~Ⅲを通じ、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施

*厚生労働省資料を基に作成。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進体制

筑西市の地域福祉を進めていくためには、市民・地域・事業者・市がそれぞれの分野で主体的・ 積極的に役割を果たし、取組を行っていく必要があります。

具体的には、以下のそれぞれの役割のもと、個人や家族で課題を解決する「自助」、地域で協力 して課題を解決する「共助」、行政の提供するサービス等の「公助」の3つが相互に連携し、協働しな がら推進することが重要です。

市民の	市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深めるとともに、自
役割	らも地域を構成する一員であることを認識し、可能な範囲で支え合いの
	活動を行うことが大切です。
地域の	地域で何ができるのかを考え、支え合い・助け合いながらボランティ
役割	ア団体やNPO等の一員として、地域福祉を実現していくことが期待さ
	れます。
	また、自治会や、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO団体
	等の各種団体が連携し、地域全体で地域の問題に積極的に対応していく
	ことが重要になります。
事業者の	福祉サービスの提供者として市民の多様なニーズに応えるとともに、
役割	利用者の意向を十分に尊重してサービスの質の確保・向上に努めていく
	ことが求められます。
	特に、社会福祉協議会は、社会福祉法によって地域福祉の推進を図る
	中心的な団体として明確に位置付けられており、本計画の内容を実現・
	推進するため、地域活動への幅広い市民参加をはじめとした大きな役割
	を担うことが期待されます。
市の役割	市は、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の推進
	に努めることが求められます。
	市民・地域・事業者の地域福祉に関する活動についてその自発性・自
	主性を尊重するとともに、市民が主体的・積極的に地域活動に参加でき
	るよう、庁内関係各課が連携し、必要な支援を実施します。

第2節 計画の推進に必要な視点

1 補助事業の活用と財源の確保

本計画に掲げた事業に取り組むには、財源を確保しなければなりませんが、その財源となる歳入は、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の伸びが期待できない状況にあります。計画の推進にあたっては、限られた財源の中で最大の成果を挙げるため、補助事業の活用や財源確保に創意工夫して取り組みます。

2 「誰一人取り残さない社会」の実現

本市の最上位計画「筑西市総合計画」は、SDGs^{*}の観点を踏まえて策定しており、17のゴールは、本市の事業全てに関わるとの考え方が示されています。

本計画における施策についても、SDGsの17のゴールやターゲットに関連するものとして、経済・ 社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

3 複雑で予測困難な社会を見据えた福祉の推進

少子高齢化の進行等に加え、複合的な課題や制度の狭間の問題といった新たな課題の顕在化 が地域社会に影響を与える中、コロナ禍においては、市民生活や行政活動にとりわけ大きな影響を 与えています。

今後は、人と人との関わり方、一人ひとりの地域生活のあり方等を含めて、社会情勢の変化に留意しながら地域福祉を推進していくことができるよう、イベントや事業の実施や、公共施設の利用のほか、福祉サービスや支援のあり方について、継続して創意工夫しながら取り組みます。

第3節 計画の進行管理体制

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、適切に進行管理を行う体制が必要です。 そのため、進行管理は、「PDCAサイクル」の考え方に基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後 の施策の充実に活かします。

特に、各施策については関連計画と連携しながら、関係各課等における評価を行い、各年度の施 策や、次期計画へ反映していきます。



策定(Plan)

市民意見を踏まえ、計画を策定します。



見直し・改善(Action)

評価結果を各種施策へ反映し、計画の見直しを行います。



計画を公表し、市と市民・地域・事業者等が協働し、地域 全体で推進に取り組みます。



点検·評価(Check)

各施策・取り組みについて、 関連計画と連携しながら、関 係各課等で評価を行います。 評価結果は、市民へ公表・ 報告を行います。



特に点検・評価については、関係各課や、策定委員等にご意見を伺いながら、 中間評価・最終評価を行っていきます。

資料編

第1節 市民懇談会結果

1 下館地区A

第1回では、課題として次の意見があげられました。『福祉意識を醸成する仕組み』については、「少子化が進み地域の交流が活性化していない」、「中心的活動をしてくれる人がいない」、「地域福祉のリーダーが不足している」、「交流イベントのメンバーが少なくなり組織が縮小している」。『地域活動を促進する体制づくり』については、「地域連帯感の横のネットワークが不足している」、「コロナ禍で会議等が開催できず関係団体と意見交換がはかれない」、「地域の中で孤立化が進み若い子育て家庭などにおいても相談する場がないなど、どんな支援があるか公助・共助のための手段や情報を知らない家庭が多くなってきている」。『安心して暮らせる環境づくり』については、「個人情報の取り扱い、相談、サービスの提供、防犯、防災については、以前にも増して大変難しい問題となってきている」です。

第2回では、これらの課題に対して、「地域の交流」、「世代間の交流」、「居場所づくり」、「ボランティア地域活動」、「会合や連携」、「支援が必要な人の把握・支援」、「ウェブの利用」、「防犯・防災」、「制度サービスなどの情報共有」といった解決アイデアが出てきました。

第3回では、これらの解決アイデアの中から、『地域・世代間の交流~あいさつからはじめよう~』、『気軽に集まれる交流の場づくり』、『支援が必要な人の把握・支援』の3点を重点プロジェクトとしました。

『地域・世代間の交流~あいさつからはじめよう~』の具体的な取組内容は、「声かけ運動の推進として、会ったらあいさつをする」、「常にご近所の人と仲良くし、話などを聞いてあげる」、「若い人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努める」、「自治会の単位で市の出前講座を活用し、地域の交流を深める」です。

『気軽に集まれる交流の場づくり』は、「公民館等を活用し、気軽に集まれるスペースを提供する」、 「地域の人が気軽に集まれるイベント等を企画する」、「たまり場への送迎を実施する」です。

『支援が必要な人の把握・支援』は、「支援が必要な人が声を上げやすい環境づくりのために、常にその人と会って話をする」、「ひとり暮らし高齢者や障がい者など支援を必要とする人を把握する」、「地域の見守りなどを通じて、地域の問題の把握や解決方法の検討などに努める」、「支援サービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員等につなげる」です。

また、これらを実現するひとつの方法として、自治会ごとの防災訓練を実施するということを考えました。旧下館市街地の自治会では、7回ほど防災訓練を実施しています。当初は1地区50人くらいの参加でしたが、現在は100人ほどが参加しています。防災訓練は地域全体の防災力を高めることができます。また、高齢者から子どもまで参加することで、地域世代間の交流を図ることができます。防災訓練を通じて周りの人たちと協力し助け合うことで共助の意識も芽生えます。自分たちのまちは自分たちで守る共助の意識を醸成し、安心で安全な生活を守ることにつながる、といった話し合いをしました。





地域・世代間の交流~あいさつからはじめよう~

● 声かけ運動、会ったらあいさつ。

内容

- 常にご近所の人と仲良くし、話などを聞いてあげる。
- 出前講座の活用、自治会単位での利用。
- 若い人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努める。

気軽に集まれる交流の場づくり

内容

- 気軽に集まれるスペースを提供する(公民館を活用)。
- 地域の人が気軽に集まれるイベント等を企画する。
- たまり場の送迎もできたらやりたい。

支援が必要な人の把握・支援

- 支援が必要な人が声を上げることができる関係をつくるのには、常にその人と会って話をしたりすること。
- ひとり暮らし高齢者、障がい者など支援を必要とする人を把握する。

- 地域の見守りなどを通じて、地域の問題の把握や解決方法の検討などに努める。
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員 等関係機関につなげる。

2 下館地区B

第1回では、課題として、『福祉意識を醸成する仕組みづくり』では、「公民館活動では色々な行事が催されているが、各児童館においては活動内容が非常に少ないということで、さらにその活動を広げていったらいいのではないか」、「そのためには色々補助を出すことによって運営がしやすくなるのではないか」。『地域活動を促進する体制づくり』では、まず「ボランティアの活動が色々あるが、その活動を担ってくれる人が少ないということで、多少でも補助があればもう少し活動する人が増えてくるのではないか」。『安心して暮らせる環境づくり』としては、「広報などが届けられてない人の情報不足」、「特に独居の高齢者は福祉サービスの情報入手が非常に困難になっている」というような意見でまとまりました。

それに対して、第2回であがった解決アイデアを踏まえ、最終的に第3回で決めたことは、まず重点プロジェクトのタイトルとして、「情報の共有と課題(地域の交流、関係団体・機関の連携)」ということをあげています。その中では、色々な団体や協議会が多数ありますが、それらの方々が交流をして情報の共有ができるよう、気軽に交流できる機会を設けるということがあります。

2つめは、「ボランティア活動への支援」です。ボランティア活動に対して、旧下館市の頃に多少の報酬付きでやっていた時期があったのが、筑西市になってからはそういった補助がゼロになったと思うという意見がありました。少しでも補助があれば、もう少しボランティアをやっていただける方が増えてくるのではないかという意見です。

3つめは「生きる喜びの場を提供する」ということで、まず支援やサービスを必要とする人の掘り起こしをするために、民生委員の訪問をもう少し活発にすること、地域包括支援事業の活動において情報交換は有意義だという意見でまとまっています。





情報の共有と課題(地域の交流、関係団体・機関の連携)

内容

- ▶ ふれあう機会を持つには。※誰もが気軽に参加できるイベント行事を開く。
- 各協議会、連絡会等との接点がなく活動内容が理解できてないので、まずは 合同の意見交換が必要。
- 関係団体が連携するためには→気楽に参加できる交流会を開く。
- 各自治会で子どもたちと高齢者とが集える事業を助成できるようにする。

生きる喜びの場を提供する

主さる音しい場で提供する

- 支援やサービスを必要とする人の掘り起しをするためには→民生委員は訪問できる立場にあるので日常生活を観察する。
- 地域包括支援事業の活動において、情報交換は有意義だと思う。

内容

- 支援が必要な人が声を上げることができるような関係→本当に必要なのか。 実態をよく把握する。
- 支援を必要とする高齢者のひとり暮らしの方等には地区の民生委員や関係 団体の方が定期的に見まわり訪問などが必要かなと思います。
- 自治会未加入者(独居・外国人等)に対する広報等の配布状況を自治会長や 民生委員に知らせ行動に結びつける。

ボランティア活動への支援

- ボランティアに参加してもらうには。※必要最小限の助成をする(交通費、宿泊費位)。
- 高齢者がボランティアをすると身体が元気になって生きがいが得られ生きていくのが前向きになります。誰かの役に立っているという意識が心身共に良い作用をして、健康になるし、筋肉がつくし丈夫な高齢者が出現すると思います。
- ボランティアは多種多様です。奉仕の精神は重要ですが、報酬付きを願います。声かけもできやすく、協力姿勢の方もいると思います。

3 関城地区

私の地域は大体半分が農業、半分が勤めに行っている人というところですが、農家の人に言わせますと今忙しくてそれどころではない状況です。また、集まる機会をつくるにしても、日中は仕事がある人は時間が取れず、夜は家事をやっている人が忙しくて参加できない。そのようなことで色々問題があるなと思いますが、『ボランティア活動の活性化と連携』を重点プロジェクトの一つとしました。

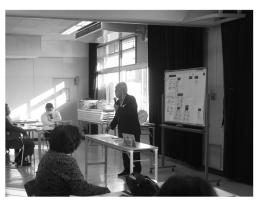
もう一つの重点プロジェクトは、『子どもの頃からの福祉意識の醸成』です。内容として「福祉を学ぶ機会をつくる」ということですが、福祉は非常に幅が広くて、なかなか難しい問題があると思います。集落の細かいところではある程度できると思いますが、それでも色々と問題があります。また、「親子で参加できる交流の仕組みをつくる」ですが、今子どもは皆、部活などに行ってしまい、休みなどは家にいません。親子のボランティア活動も、親子でできるうちはいいですが、100%できるという考えはないからできないところもあると思います。農村地帯になるほどできないです。

重点プロジェクトではないですが、できる限り集落で集まって色々お茶を飲んだりお菓子を食べたり、そういう場をつくりたいと思っています。集落によっては班があります。班の中で隣近所仲良くやっていればいいことがあるのではないでしょうか。「旦那が帰ってくるまで車がない、子どもが熱出てしまった」と言えば車を貸してくれるような隣接関係が一番大事です。皆仲良くやることが一番いい方法ではないかと思います。

また、一番困るのは災害です。台風が近づいているようなときに、ひとり暮らし高齢者の家へ行って声をかけると、入ってお茶でも飲んで、と仲良くなります。

やはり何度も言いますが、隣近所が一番大事だと思います。





子どもの頃からの福祉意識の醸成

内容

- 福祉を学ぶ機会をつくる。
- 親子で参加する交流の仕組みをつくる。

ボランティア活動の活性化と連携

- 親子でできるボランティア活動を考える。
- ボランティアリーダーの育成。

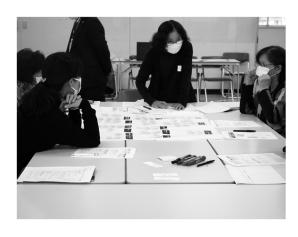
4 明野地区

第1回では、地域世代間のつながりが少なくなっているといった課題が出てきました。

この課題に対する解決のアイデアとしては、「自治会や子ども会、女性会、色々な間でつながりをつくってイベントを開催し、急速に皆に参加してもらうようにしていく」という意見が出ました。それには、各団体をまとめてくれる方が必要になってくるので、スキルを持ったリーダーの育成も必要になってくるのではないかと思っています。

重点プロジェクトは、『みんなで集まって楽しもう』です。皆が参加することで世代間のつながりを強め、自然にボランティア精神や共助の精神が育つのではないかと考えています。

明野地区では、様々な団体が5種類くらいあるということで、そのリーダー同士が話し合える横のつながりをさらに持てるようになれば、色々な世代間でのつながりも持てるのではないかということを考えました。また、自治会長さんなどが地域のことをよく把握しているということですので、各団体の会長さんと自治会長さん、子ども会等が横のつながりを持って、その方々を中心に何か馴染みやすく気軽に参加できるお祭りや盆踊り、お茶会などがさらにできれば、明野地区ももう少し活性化していくのかなといった話し合いをしました。





みんなで集まって楽しもう

- ・ 行事、おしゃべり、お茶会等。
- 世代間の壁を打破。

5 協和地区

第1回では、「福祉に関する意識が全くなく市民がコミュニケーションを取る方法を知らない」、 「困った時の助け合いの意識が薄く交流が少ないため、若い人たちとの交流も少ない」、「ボランティアの意識がないと感じる」というような課題が多くあげられました。

第2回では、「地域活動の関係機関の連携が必要」、「世代間交流ができるイベントを継続的に行えるよう自治会が中心にできると良いのでは」という意見があがり、「住民同士の見守りができる環境をつくり、若い世代が安心して地域で育てられるようにしたい」という解決のアイデアが出てきました。

第3回では、これらの解決のアイデアから、『福祉意識の醸成』、『関係団体・機関の連携』、『住民同士の見守り』の3点を重点プロジェクトとしました。

これらの重点プロジェクトについては、まず『福祉意識の醸成』では、ボランティア・福祉対象者の名簿を作成し、支援が必要な人の把握ができると良いと思います。教育の充実、小さい頃からボランティアへの興味関心を持ってもらうような取組を行いたいです。『関係団体・機関の連携』では、支所機能の充実、地域関係団体の意見交換やリーダー的活動ができる方の育成を行うという意見になりました。『住民同士の見守り』では、地域の活動が見えるイベントの開催、自治会を中心に三世代交流イベントを継続的に行えることが必要といった話し合いをしました。





福祉意識の醸成

内容

- ボランティア、福祉対象者の名簿の作成。
- 教育の充実(小さい頃からボランティアへの興味を持ってもらう)。

関係団体・機関の連携

内容

- 地域活動団体の意見交換。

住民同士の見守り

- 地域の活動が見えるイベントの開催。
- 三世代交流イベントが継続的に行えること(自治会中心)。

6 市民懇談会委員名簿

No.	氏 名	所 属	地区割
1	水越 司雄	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
2	中山 英雄	筑西市自治会連合会	
3	水越 春夫	筑西市健康推進員連絡協議会	下 徐 A
4	池羽 仁	筑西市高齢者クラブ連合会	- 下館A
5	柴山 俊行	筑西市保育研究会	
6	國府田 町子	筑西市地域女性団体連絡会	
7	春山 公雄	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
8	奈田 善朗	筑西市自治会連合会	
9	馬場 泰則	筑西市健康推進員連絡協議会	- 下館B
10	堀江 浅四郎	筑西市高齢者クラブ連合会	I RE D
11	冨田 春美	NPO法人筑西ファミリーサポートセンターまんま	
12	塩田 保江	筑西市ボランティア連絡会	
13	飛田 晴久	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
14	中山 久男	筑西市自治会連合会	
15	中川 郁夫	筑西市健康推進員連絡協議会	関城
16	金沢 登	筑西市関城身体障害者福祉協議会	美城
17	初澤 とし子	NPO法人筑西ファミリーサポートセンターまんま	
18	柴 光子	筑西市ボランティア連絡会	
19	飯島 勝枝	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
20	鈴木 親男	筑西市自治会連合会	
21	中島 せい子	筑西市健康推進員連絡協議会	明野
22	西田 文雄	筑西市関城身体障害者福祉協議会	奶到 [*]
23	佐竹 亜規子	筑西市保育研究会	
24	後藤 すい子	筑西市地域女性団体連絡会	
25	鈴木 重衛	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
26	増渕 俊夫	筑西市自治会連合会	
27	中島 和子	筑西市健康推進員連絡協議会	協和
28	山口 誠	筑西市関城身体障害者福祉協議会	加水山
29	中島 崇子	筑西市保育研究会	
30	田中 照子	筑西市地域女性団体連絡会	

(順不同、敬称略)

第2節 地域福祉計画策定委員会

筑西市地域福祉計画策定委員会の組織、運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西市附属機関に関する条例(令和2年条例第4号)第4条の規定に 基づき、筑西市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し 必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 保健、医療及び福祉団体の代表者
 - (2) 市民団体等の代表者
 - (3) 学識経験者
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの間とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、会議の 議長となる。
- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

筑西市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	区分	所 属	職名	氏 名
1	学識経験者	筑西市議会福祉文教委員会	委員長	三澤 隆一
2	2名	筑西市議会福祉文教委員会	副委員長	鈴木 一樹
3		筑西市社会福祉協議会	事務局長	上野 昌彦
4	保健、医療 及び福祉団	特別養護老人ホームしらとり	施設長	塙 律雄
5	体の代表者 4名	筑西診療所	所長	佐々木 將人
6		地域包括支援センターなかだて	センター 長	中澤 誠
7		筑西市連合民生委員児童委員協 議会	会長	策定委員会 委員長 大久保 芳雄
8		筑西市自治会連合会	会長	策定委員会 副委員長 爲我井 茂
9		筑西市地域女性団体連絡会	会長	野澤 和子
10		筑西市保育研究会 (認定こども園しろはと保育園)	園長	谷島 佳子
11	市民団体等の代表者	筑西市関城身体障害者福祉協議 会	会長	金沢 登
12	9名	筑西市高齢者クラブ連合会	会長	横田 健
13		筑西市ボランティア連絡会	会長	小松﨑 登美子
14		NPO法人筑西ファミリーサポ ートセンターまんま	代表	箱守 まり子
15		筑西市健康推進員連絡協議会	会長	水柿 啓子
		•		(順不同、敬称略)

(順不同、敬称略)

1		保健福祉部	部長	平間 雅人
2		保健福祉部	次長	宮田 勝人
3		保健福祉部	次長	國府田 和伸
4	事務局	保健福祉部 社会福祉課	課長	神奈川 稔
5		保健福祉部 社会福祉課	課長補佐	谷田部 昭広
6		保健福祉部 社会福祉課	係長	飯村 幸恵
7		保健福祉部 社会福祉課	主任	齋藤 由美子

第3節 地域福祉計画策定ワーキングチーム 会議

筑西市地域福祉計画策定ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 筑西市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、計画に関する専門 的事項について調査研究するため、筑西市地域福祉計画策定ワーキングチーム(以下 「ワーキングチーム」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)計画の策定に係る調査研究に関すること。
 - (2) 計画の素案の作成に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか必要と認めること。

(組織)

- 第3条 ワーキングチームのメンバーは、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1)保健福祉部その他計画の策定に関連があると認められる部課等に所属する職員のうちから保健福祉部長が指名する者。
 - (2) 筑西市社会福祉協議会の職員のうちから保健福祉部長が依頼する者。
 - (リーダー及びサブリーダー)
- 第4条 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置く
- 2 リーダーは、メンバーの互選により定める。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 ワーキングチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、会議の議長となる。 (報告)
- 第6条 リーダーは、ワーキングチームの会議及び調査研究の経過及び結果について、保 健福祉部長に随時報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほかワーキングチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

筑西市地域福祉計画策定ワーキングチーム 名簿

No.	所属	職名	氏 名
1	保健福祉部健康増進課	係長	佐藤 綾子
2	保健福祉部地域医療推進課	主事	髙松 賢太
3	保健福祉部障がい福祉課	係長	古谷 哲也
4	保健福祉部高齢福祉課	社会福祉士	鈴木 誠
5	保健福祉部介護保険課	係長	飛田美穂
6	保健福祉部人権推進課	課長補佐	福田 幸司
7	こども部こども課	課長補佐	リーダー 首藤 雄一
8	筑西市社会福祉協議会	総務課長	サブリーダー 小島 務

事務局

No.	所 属	職名	氏 名
1	保健福祉部社会福祉課	課長	神奈川 稔
2	保健福祉部社会福祉課	課長補佐	谷田部 昭広
3	保健福祉部社会福祉課	係長	飯村 幸恵
4	保健福祉部社会福祉課	主任	齋藤 由美子

第4節 策定経過

年月日	内容	
令和3年 7月2日~ 7月30日	市民アンケート調査の実施	調査地域: 筑西市全域 調査対象: 無作為抽出による20歳以上の市民2,000人 調査方法: 郵送による配布、郵送及びWEBアンケートフォームにより回収 回収結果: 配付数2,000件、回収数802件、回収率40.1%
7月21日	第1回地域福祉計画 策定ワーキングチー ム会議	・地域福祉計画について・策定スケジュールについて・各種調査について
7月27日	第1回地域福祉計画 策定委員会	・地域福祉計画について・策定スケジュールについて・各種調査について
8月20日	第1回市民懇談会 (書面)	・第3次計画の評価・課題の抽出
9月13日	第2回市民懇談会 (書面)	・課題の共有と、課題に対するアイデア出し
9月13日	第2回地域福祉計画 策定ワーキングチー ム会議	・調査結果報告について ・計画の骨子について
9月28日	第2回地域福祉計画 策定委員会(書面)	・調査結果報告について ・計画の骨子について
10月19日	第3回市民懇談会	・重点プロジェクトの検討
11月2日	第4回市民懇談会	・とりまとめと発表
11月25日	第3回地域福祉計画 策定ワーキングチー ム会議	・市民懇談会報告書について ・計画の素案について
12月20日	第3回地域福祉計画 策定委員会	・市民懇談会報告書について・計画の素案について・パブリック・コメントについて
令和4年 1月14日~ 1月28日	パブリック・コメン トの実施	意見11件
2月21日	第4回地域福祉計画 策定ワーキングチー ム会議(書面)	・計画案について ・パブリック・コメントについて
2月21日	第4回地域福祉計画 策定委員会(書面)	・計画案について ・パブリック・コメントについて

第5節 用語解説

アルファベット

NPO

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体(NPO法人)のこと。

SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っているもの。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国においても積極的に取組が進められている。

SNS

Social Networking Serviceの略称。インターネット上で利用者同士の交流を楽しむサービスのこと。

あ行

アウトリーチ

主に福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に介入していくことを言う。

ウェブアクセシビリティ

ホームページを利用している全ての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できること。

か行

協議体

市が主体となり、市民やボランティア、地域 包括支援センター等の多様なメンバーが参画 し、定期的に地域における高齢者の困りごと 等の地域情報の把握と情報の共有を行う組織のこと。筑西市では、市内全域を第1層協議体、中学校区域を第2層協議体とし協議体を設置している。

クラウドファンディング

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること。

ケースワーカー

高齢者や障がい者等、身体上・精神上・社会 上の理由によって生活で困難を抱えている人 の相談に乗り、課題解決に向けて適切な支援 を行う職種。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ見守ることで、かけがえのない命を守るいのちの門番となる人。

権利擁護

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者 等の自己の権利を表明することが困難な人に 対し、代理人による支援等を通じて、その人 の権利を守ること。

子育て支援センター

身近な地域で子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所。各種の講座やイベントを開催しているほか、保育士等による育児に関する様々な情報の提供、保育に関するアドバイスを行っている。市内では、公設の子育て支援センターのほか、民営の認定こども園や一部の保育園で実施している。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした拠点。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、関係機関との連絡調整を行うなど、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な支援を行う。

さ行

指定難病

原因不明で治療方法が確立しておらず、希少な疫病で長期の療養を要する難病のうち、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定する疾病。

市民後見人

市町村等が実施する養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた 人の中から、家庭裁判所により成年後見人等 として選任された人のこと。

社会福祉協議会

住民が主体となり、社会福祉、在宅福祉その他の福祉に関連のある公私関係者の参加と協力を得て「住みよい福祉のまちづくり」に向けて、行政をはじめ、社会福祉協議会の各支部や福祉団体と連携し、地域の実情に応じた住民福祉を増進することを目的とする民間の非営利福祉団体。

社会福祉主事

福祉事務所現業員として任用される者に要求 される資格(任用資格)。社会福祉施設職員等 の資格に準用されている。

小児慢性特定疾病

小児の慢性疾病のうち厚生労働大臣が定める 疾病で、放置することが児童の健全な育成を 阻害することとなり、治療が長期間にわたる ことで医療費の負担も高額となることから、 医療費助成の対象となる疾病。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で 判断能力の不十分な人に対し、財産管理(不 動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相 続手続等)や身上保護(介護・福祉サービス の利用契約や施設入所・入院の契約締結、履 行状況の確認等)を行い、悪質商法等の被害 から守る援助者を選ぶことで、本人を法的に 保護し、支援する制度。

た行

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の 支援体制づくり、介護予防の必要な人への援 助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び 福祉の増進を包括的に支援することを目的として、市町村により設置されている機関。

デマンド交通システム

定時・定路線のバス運行に対して、電話予約 等利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う 公共交通の一つの形態。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者 等のうち判断能力が不十分な方が地域におい て自立した生活が送れるよう、利用者との契 約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行 うもの。

認可地緣団体

自治会等の地縁による団体・組織のなかでも、 地方自治法等に定められた要件を満たし、行 政的手続きを経て法人格を得たもの。

認知症サポーター

認知症について正しい理解を持ち、自分のできる範囲で地域に住む認知症の人やその家族を見守り・支援する人のこと。

ノーマライゼーション

障がいを持っている人でも、障がいのない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取組 や考え方。

は行

8050問題

80歳代の親と50歳代の無職やひきこもり状態 の子どもとが同居し、経済的な困窮や社会的 な孤立に至る社会問題のこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、難病患者、日本語に不慣れな外国人等といった、災害時に一人で避難することが難しく、避難行動や避難生活において支援を要する人のこと。

ファミリーサポートセンター

子育ての援助をしたい人(提供会員)と、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)がお互いに会員になり、助け合い、子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくための会員組織。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障がい者等避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

プラットホーム

多様な地域づくりの担い手により、共通の目的(課題解決)を達成するためにつくられる場のこと。重層的支援体制整備事業では地域の居場所を見つけ出し、生み出すための「相談・協議・学びの場」として用いられる。

ま行

民生委員児童委員

や行

ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組み等が、全ての人にとって 利用・享受できる仕様・デザインとなってい ること。

要介護認定率

介護保険制度において、第1号被保険者(65歳以上の人)のうち、保険者である市町村から要支援や要介護の認定を受けた人の割合。

ら行

隣保協同

隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、 力・心を合わせて助け合うこと。

筑西市第4次地域福祉計画

発 行:令和4年3月 編 集:筑西市 保健福祉部 社会福祉課 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地 TEL:0296-24-2111(代表)

